

ヤングケアラーとその家族に対する
包括的支援推進自治体モデル事業
に係る取り組み状況報告書
【初回調査】

令和5年12月
発行：日本財団

— 目 次 —

1 調査研究実施要領	1
1-1 調査目的.....	1
1-2 自治体モデル事業の概要.....	1
1-3 調査項目・内容	3
2 モデル事業成果検証項目の検討	4
2-1 モデル事業に期待する事項	4
2-2 モデル事業の成果を検証するための項目の整理.....	8
3 【長崎県大村市】取り組み状況調査	14
3-1 取り組み概要.....	14
3-2 初期の活動状況.....	18
3-3 これまでの活動に関する自治体の振り返り.....	32
3-4 有識者によるコメント・期待	34
3-5 関連情報・データ(モデル事業前／初期活動)	35
4 【愛媛県新居浜市】取り組み状況調査.....	39
4-1 取り組み概要.....	39
4-2 初期の活動状況.....	43
4-3 これまでの活動に関する自治体の振り返り.....	58
4-4 有識者によるコメント・期待	59
4-5 関連情報・データ(モデル事業前／初期活動)	60
5 【東京都府中市】取り組み状況調査.....	64
5-1 取り組み概要.....	64
5-2 初期の活動状況.....	68
5-3 これまでの活動に関する自治体の振り返り.....	85
5-4 関連指標・データ(モデル事業前／初期活動)	87

1 調査研究実施要領

1-1 調査目的

日本財団では、すべての子どもたちが子どもらしい時間を過ごし、子どもたちとその家族が安心して暮らせる社会の実現を目指し、ヤングケアラーとその家族に対する支援の推進を図る共同プロジェクト「ヤングケアラーとその家族に対する包括的支援推進自治体モデル事業」(以下「自治体モデル事業」という。)を実施している。

本事業を通じ、支援の成果、課題、子どもへの影響等を検証し、全国に同様の取り組みを広げていくために参考となるエビデンスの蓄積と、モデルの構築を行うことを目的に、自治体モデル事業に係る調査研究を実施する。

本初回調査においては、モデル事業開始前の各自治体におけるヤングケアラー支援の実施状況を把握することを目的とする。併せて、事業開始初期の支援の実施状況についても調査・報告するもの。今回策定した検証項目をもとに、2023～2025年度の事業年度ごとに各自治体におけるモデル事業の成果をとりまとめ、定期的に事業の取り組み状況を把握・分析していく。

■調査研究実施主体：日本財団

■調査研究・報告書作成委託先：株式会社リベルタス・コンサルティング

1-2 自治体モデル事業の概要

1-2-1 背景

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など、本人の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで生活や学業へ影響があることから、実態の把握及び支援の強化が求められている。

2021年3月、厚生労働省及び文部科学省が連携し、ヤングケアラーに関する検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げた。同年5月には、1. 早期発見・把握、2. 支援策の推進、3. 社会的認知度の向上の3本を柱とした今後取り組むべき施策についてとりまとめ、福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となってヤングケアラーへの切れ目のない支援が行われるよう、こうした取り組みを早急に実行に移していくことを発表している。

ヤングケアラー支援における各都道府県や地方自治体の役割が重要となる中、日本財団では自治体の取り組みを支援し、すべての子どもたちが子どもらしい時間を過ごし、子どもたちとその家族が安心して暮らせる環境を社会として築いていくため、ヤングケアラーとその家族に対する支援の推進を目指す自治体との連携モデル事業を実施する。

1-2-2 モデル事業概要

(1)事業目的:『見つける・つなげる・支援する』

自治体と連携し、3年間でヤングケアラーを発見し、支援先につなげ、実際に支援を提供するモデルを構築する。また、支援につなげられなかった事例についても集積し、今後の支援の検討材料とする。

(2)協定先

- 長崎県大村市
- 愛媛県新居浜市
- 東京都府中市

(3)事業開始時期

2022年1月頃～2025年度末まで(約3年間)

- 1年目:2023年1(4※)月～2024年3月末
- 2年目:2024年4月～2025年3月末
- 3年目:2025年4月～2026年3月末

※東京都府中市との協定事業は、2023年4月～

(4)実施事項

協定先の自治体地域において、下記のA)～D)の取り組みを行うことにより、ヤングケアラーを発見し、支援先に繋げ、実際に支援を提供するモデルを構築する。また、支援につなげられなかった事例について集積し、今後の支援検討の参考とする。

- A) 自治体は、ヤングケアラーに関する相談(子ども自身からの相談を含む)に対応すること。また、その相談先を明示すること。
- B) 自治体は、小・中学校に周知、協力を依頼し、教員及びスクールソーシャルワーカーに対し、ヤングケアラーの概要や支援の繋ぎ先等に関する研修を実施すること。
- C) 自治体は、ヤングケアラー支援の関係者(学校関係者、子ども福祉担当部署、地域包括支援センター、児童相談所、民間団体等を想定)によるヤングケアラー支援委員会の設置、あるいは、既存の児童福祉関係者等の集まる委員会や会議等の場において、ヤングケアラーへの支援に関し検討する機会を設け、支援の検討の場を明確化すること。
- D) 自治体は、相談窓口や協力先の学校において、ヤングケアラーの事例が報告された際に、前号で設置、または設定した委員会に繋げ、支援計画の検討及び必要な支援の提供を行うこと。

日本財団は、協定を結んだ自治体の取り組みを支援するため、3年間、自治体においてヤングケアラーとその家族に対する支援を推進する民間団体に対し、助成による活動支援を行う。

1-3 調査項目・内容

1-3-1 モデル自治体による取り組み状況調査

アンケート調査、ヒアリング調査を実施し、3自治体におけるモデル事業開始前後の取り組み状況を把握した。

(1) アンケート調査

3自治体のモデル事業を構成する主体(自治体、委託事業等を実施する民間機関等)に対し、モデル事業開始前もしくは開始直後におけるヤングケアラー支援事業の実施状況、成果検証項目に関する現状等に関する情報・データを収集することを目的に、アンケート調査を実施した。

(2) ヒアリング調査

3自治体のモデル事業を構成する主体(自治体、ヤングケアラー支援事業を実施する民間機関等)に対し、事業内容の把握、進捗状況の把握、アンケートで収集したデータ・指標・情報に関する要因・課題、今後の目標等の情報収集をすることを目的に、ヒアリング調査を実施した。

概括的な情報収集を目的としたオンライン形式のヒアリング調査、詳細な情報・意見収集を目的とした現地対面ヒアリング調査を、各自治体1回ずつ実施した。また、適宜電話による意見聴取・確認も実施した。

1-3-2 調査報告書の作成

3自治体のモデル事業の成果検証項目・方法、初年度前後の取り組み状況を取りまとめた報告書を作成した。

2 モデル事業成果検証項目の検討

有識者やモデル3自治体の意見を踏まえ、今後3年間にわたり、本モデル事業の成果を検証していくための項目・方法を検討した。事業工程別(「見つける」、「つなぐ」、「支援する」)に成果項目を分類・体系化し、成果が生じている／いない部分を浮き彫りにすることや、今後の取り組み課題を可視化することを目指す。

調査に協力いただいた有識者は下記のとおり。

図表 2-1 有識者ヒアリング対象者(五十音順)※ 2023年5月時点

氏名	所属・役職
安部計彦氏	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
河西優氏	立命館大学 衣笠総合研究機構人間科学研究所補助研究員、子ども・若者ケアラーの声を届けようプロジェクト(YCARP)発起人(ケア経験者)
佐藤まゆみ氏	淑徳大学短期大学部 こども学科 教授

2-1 モデル事業に期待する事項

有識者やモデル3自治体の意見を踏まえ、支援方針、支援体制、支援活動等の観点から、モデル事業に期待される事項を整理した。モデル事業成果検証項目の構成は、これらの期待事項に応じたものであることが望ましい。

2-1-1 支援方針

支援方針にかかる重要事項として、下記3点を挙げる。

(1) 家族全体を支援すること

ヤングケアラー問題の根本的な解決に向けては、単に子どものケア負担を軽減させるという視点では不足であり、家庭内のケアそのものにアプローチすることが必要となる(一時的に子どものケアを軽減できても、家庭内のケアが再び大変な状況になれば、子どもはケアラーに戻らざるを得なくなる)。子どもだけではなく、家族全体への支援が重要である。

(2) 当事者に合わせた支援を行うこと

子どものケア負担軽減を目指す支援が多くみられるが、長期的には、当事者である子どもがケアに関わる(ケアから離れる)度合いを自分で選択できる状態になることが重要と言える。上記度合いは、当事者の状況や成長過程においても異なってくることから、経時的に捉えていく必要がある。

(3) 支援対象を広めに設定すること

ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」(こども家庭庁)等と定義されるが、何をもち「ヤングケアラー」とするかの線引きは非常に難しい。周囲から見える大変さと本人が感じる大変さ・苦しさはイコールではなく、ケアの時間や頻度等の外形的な要素でヤングケアラーかどうかを一概には判断できない。また、ヤングケアラー自身は、自分をヤングケアラーだと認識していることは少ない。

そのような状況下で、いかに支援対象を設定していくかが重要となる。特に、ヤングケアラーを見つける段階においては、対象を「ヤングケアラー」に特化して「18歳未満でケアをしている人」等と狭義に捉えられてしまうよりは、むしろ「困難を抱える子どもや家庭」等と間口を広く設定し、広義に捉えてもらいながら、支援対象を発見していくようなアプローチや見せ方(コミュニケーション方法)が重要と思われる。

2-1-2 支援体制

支援体制にかかる重要事項として、下記3点を挙げる。

(1) 組織間の連携により、切れ目ない支援を提供すること

家族全体をサポートする観点を持った取り組みとするために、児童福祉サービスと介護福祉サービス等の担当部署が連携(教育と福祉の連携等)し、両者の施策間の切れ目をなくした実施体制を構築していくことが重要である。また、行政内のみならず、民間団体との官民連携を図ることも必要である。

イギリスでは「ノーロングドアーズ」という取り組みがなされており、児童や家庭が最初にどの部署のドアを叩いた(どの部署にアクセスした)としても、適したサービスにたどり着く仕組みが目指されている。

(2) 既存の体制をうまく活用して支援を行うこと

これまで、要保護児童対策地域協議会、子ども家庭総合支援拠点等において、要保護児童の早期発見、情報共有、家庭支援へのつなぎについては、取り組みが進められてきている。改正児童福祉法の施行に向けて、こども家庭センターも分野を横断したコントロールタワーの役割を担おうとしている。このような既存の体制を、ヤングケアラー支援にうまく活用していくとの視点が重要である。

(3) 各自治体の特性・状況を踏まえた方法を取る

例えば、コミュニティの関係性が密接であるような小規模自治体では、住民同士が日頃の交流の中から心配な子ども・家庭を見つけやすい側面がある一方で、近所づきあいの濃密さからかえって声をあげにくい側面もある。また、大規模自治体では、社会資源は豊富である一方で、関係者間のネットワークづくりや認識の統一に時間と労力がかかる等の課題がある。

自治体により、子どもや地域資源等の数が異なるため、すべての自治体が同じ方法でヤングケアラー支援に取り組むことは難しい。自治体の特性や状況に応じた、適切な方法を検討することが重要である。

2-1-3 支援活動

(1) 子どもへの情報発信を続けること

子ども自身が、自分の置かれている状況はヤングケアラーに該当するかもしれないと考えたり、気づいたりするきっかけが重要である。そのために、子どもへの情報発信やアンケート実施等が望まれる。

(2) 大人を対象とする福祉サービス担当者にも周知活動を進めること

ヤングケアラーに気づくのは、児童福祉サービスの担当者に加えて、介護福祉サービス等の担当者(ケアマネージャー、医療ソーシャルワーカー等)であることも多い。ヤングケアラーを見つけるための関係者への周知活動においては、こうした関係者も対象とすることが重要である。

(3) 当事者の意見を聴き、支援関係各者ができることを考えること

研修等の場においては、当事者の声は聴衆に響くことを念頭に、講師として当事者や経験者を迎えたり(前述の情報発信においても、当事者の視点を踏まえた情報発信が望まれる)、一方的に話を聞くだけでなく、自分事として何ができるか、関係者が考える時間を設けたりすることが重要である。

また、個別ケース検討会議等の支援方針検討の場等においても、子どもと保護者の声に耳を傾けて支援を考えることが望まれる。支援者は、大変な状況から子どもを切り離した方がよいと考えがちだが、子どもは現状の暮らしを続けたいためにヤングケアラーとなっており、家族との分離を望んでいないというケースも少なくない。

(4) 子どもと支援者がゆるやかにつながる場や時間を共有する仕組みをつくること

子どもと支援者がゆるやかにつながることから始めることも重要である。ゆるやかにつながり、信頼関係を醸成する中で、子どもたちは自身の状況を吐露しやすくなる。

物理的に通える場所をつくったり、SNSを使ったりして、子どもの日常に溶け込んだ居場所をつくり、子どもと支援者が何気ない時間を過ごす場において、情報をキャッチできるようにする仕組みづくりが重要である。

(5) 子どもとつながり、寄り添い続けること

ヤングケアラー支援においては、支援を検討した結果、短期的にはサービス導入へと至らない子ども・家庭も多い現状がある。サービスを入れられたか、それにより子どもや家庭の状況が改善したかという観点に加えて、継続してつながることができているかという観点が重要で

ある。

状況は大きく変わらずとも、子ども本人に定期的に会って悩みを聞いたり、一緒に対処策等を考えたりすることで、子どもの心理的負担は軽くなることもある。子どもにとって、自分のことを理解してくれる人と話をする機会があることは重要であると考えられる。

2-2 モデル事業の成果を検証するための項目の整理

前節の期待事項も踏まえ、モデル事業の成果検証項目を体系化する。

2-2-1 成果検証の目的

3年間にわたって実施されるモデル事業について、下記事項を明らかにすることを目的に成果検証を行う。

【成果検証の目的】

① 各モデル事業の進捗、成果の定点確認

事業の進捗・成果を定点確認することにより、成果が生じている／いない部分を浮き彫りにする。また、各年度の検証結果から、翌年度の取り組み課題の見える化を図る。

② 各モデル事業の成功事例(効果ある取り組み、実施方法等)の情報発信・共有

各自治体の取り組みにおける好事例や、課題とその克服方法をとりまとめることで、今後ヤングケアラー支援に取り組む自治体に参考となる情報を提供する。

2-2-2 成果検証の方針

成果検証の方針として、下記5点を設定した。

(1) 事業工程別に成果項目を分類・体系化する

ヤングケアラーを「見つける」、「つなげる」、「支援する」という本モデル事業のフレームに基づき、事業工程別に成果項目を分類・体系化しながら、各モデル事業の進捗・成果を確認することとする。

図表 2-2 モデル事業の全体フレーム:「見つける」「つなげる」「支援する」

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ ヤングケアラーを発見する、支援先につなげる、実際に支援を提供するモデルの構築 ■ 支援につなげられた／つなげられなかった事例を集積（今後の支援検討の参考とする）
-------------	---

サイクル	①見つける	②つなげる	③支援する
課題	自覚がない、気づかない ・現状が普通と思い助けを求め辛い ・周囲も気づかない	支援につながらない ・適切なつなげ先がわからない ・家族全体を支援するためには多機関連携が必要	支援制度の不足 ・支援・サポート自体の不足
支援方針	ヤングケアラーを早期に見つけるための仕組みづくり	関係者間の連携強化のための取り組み	支援の提供 支援を増やすための取り組み
実施事項	・相談先の設置・明示 ・小中学校の教員、SSWへの研修実施	・ヤングケアラー支援委員会の設置 または ヤングケアラー支援検討の場の明確化	・左記委員会につなげる ・委員会で支援計画検討、支援提供を行う

各モデル自治体の取り組み内容や目標を踏まえた構成・項目とする

3つのモデル自治体(長崎県大村市、愛媛県新居浜市、東京都府中市)の事業内容・取り組みを十分に把握した上で、個別のモデル事業の活動範囲を網羅しつつ、モデル事業間で共通する取り組みも踏まえながら、成果項目を設定した。

(2)モデル自治体事業の経年変化の把握を主目的とする

各モデル自治体に取り組む事業の経年変化を把握することを主目的とした¹。

(3)定性情報を中心に、定量指標も含める

各モデル自治体事業の特徴や、具体的な取り組み状況や成果発現状況等を定性情報により把握するとともに、必要な情報(相談窓口への相談件数、ヤングケアラー支援に参加する関係機関数、自治体に報告される児童数、支援計画の作成件数等)については定量指標(データ)により把握することとした。

2-2-3 成果検証項目

前述の成果検証の目的、方針に沿って、次ページに示す成果検証項目を設定した。検証項目の検討においては、成果検証で目指すべき方向性や留意点等に関する有識者の意見、情報・データ収集におけるフィジビリティ等に関するモデル自治体の意見を参考とした。

なお、成果検証項目の構成・内容については、今後もモデル自治体事業の状況に応じて、必

¹ 成果項目構成上は、3つのモデル自治体間の横断比較も可能に見えるが、各自治体でヤングケアラーに関する課題や取り組み内容が異なること、取得できる情報・データ等の定義が異なること等から、単純に自治体間比較を行うことはできない。

要な見直しを行っていく。

図表 2-3 成果検証項目一覧

分野	項目	着目点	定量データ
事業全体	目標	● どのような目標設定を行っているか(子どものケア負担軽減、家庭の問題の解決、子どもがケアに関わる度合いを自己選択できるようにする等)。	
	支援対象者の定義	● 見つける対象とする児童をどのように設定しているか(ヤングケアラー連盟の定義に準拠、困難を抱える児童等)。	
見つける	研修会の実施状況	● 誰を対象としているか。	
		● どのようなプログラムとしているか。	
		● 何回実施/何人の参加を得ているか。	○
		● 受講者への効果・影響をどのように把握しているか。どのような効果・影響があるか。	
		● 課題は何か/どのような工夫が有効か。	
	相談窓口の設置・運営状況	● どのような相談窓口としているか(電話・SNS等)。	
		● 運営主体、設置場所はどこか。	
		● どのような運営体制としているか(人員数、相談員の略歴等)。	
		● 相談件数はどのくらいか。	○
		● どのような方から相談が寄せられているか(児童、家族、周囲の第三者等)。	△
		● どのような内容の相談が寄せられているか。	
		● 課題は何か/どのような工夫が有効か。	
	地域ネットワークによる”見つける”活動に参加する組織・団体の状況	● どのくらいの組織・団体数が、ヤングケアラーを見つける活動に参加しているか。	○
		● どのような組織・団体が、参加しているか(分野ごと)。大人向けの福祉サービスを担当する組織・団体が参加しているか。	
● 課題は何か/どのような工夫が有効か。			

	自治体に寄せられる報告の状況	● どのくらいの児童数が自治体に報告されているか(ヤングケアラー以外を含む)。	○
		● どのようなルートから報告されているか。	△
		● どのようなヤングケアラー区分/状態にある児童が報告されているか。	△
	見つける活動全般	● うまくいっている/うまくいっていないのは、どのような点か。	
つなげる	連携してヤングケアラー支援に対応する会議体(要対協等)への登録状況	● どのくらいの児童数が、ヤングケアラーとして会議体に登録されているか。	○
		● どのような区分の/状態にあるヤングケアラー児童が登録されているか。	
	会議体(要対協等)への参加状況	● どのような組織・団体が参加しているか(分野ごと、市の場合は部署ごと)。	
	会議体での情報共有状況	● ヤングケアラー児童に関し、どのような組織・団体が情報を共有しているか(個別ケース検討会議ベース)。民間団体も情報共有に加わっているか。	
	つなげる活動全般	● うまくいっている/うまくいっていないのは、どのような点か。	
支援する	支援計画の作成状況	● ヤングケアラー児童に関する支援計画の作成件数はどのくらいか。	○
		● 支援計画は誰に共有されているか。	
		● 課題は何か/どのような工夫が有効か。	
	各ケースの状況	● 子どもと話ができていないか。できていない場合、その理由は何か。	
		● 保護者と話ができていないか。できていない場合、その理由は何か。	
	継続的につながっているケースの状況	● 継続してつながっているケースの件数はどのくらいか。	○
		● どのようなケースか。	
		● 継続してつながることができた要因・ポイントはどこか。	
		● 課題は何か/どのような工夫が有効か。	
支援を行えたケースの状況	● 支援を行えたケースの件数はどのくらいか。	○	

	況	● どのようなケースか。どのような支援を行えたか。どのような支援体制か。	
		● 支援を行えた要因・ポイントはどこか(支援別)。	
		● 支援を行えなかった場合の要因はどこか。	
		● 課題は何か/どのような工夫が有効か。	
	居場所の設置状況	● どのような居場所としているか(リアル・オンライン等)。	
		● 運営主体、設置場所はどこか。	
		● どのような運営体制としているか(人員数、支援員の略歴等)。	
		● 利用者数はどのくらいか。	○
		● どのようなヤングケアラー児童が利用しているか。	
		● どのような支援につなげているか。	
		● 課題は何か/どのような工夫が有効か。	
	支援する活動全般	● うまくいっている/うまくいっていないのは、どのような点か。	

※「定量データ」欄の○は該当するもの、△は定量データがとれる場合該当するものを指す。

3 【長崎県大村市】取り組み状況調査

(人口:98,305人 2、年少人口:15,329人 3、面積:126.73 km²)

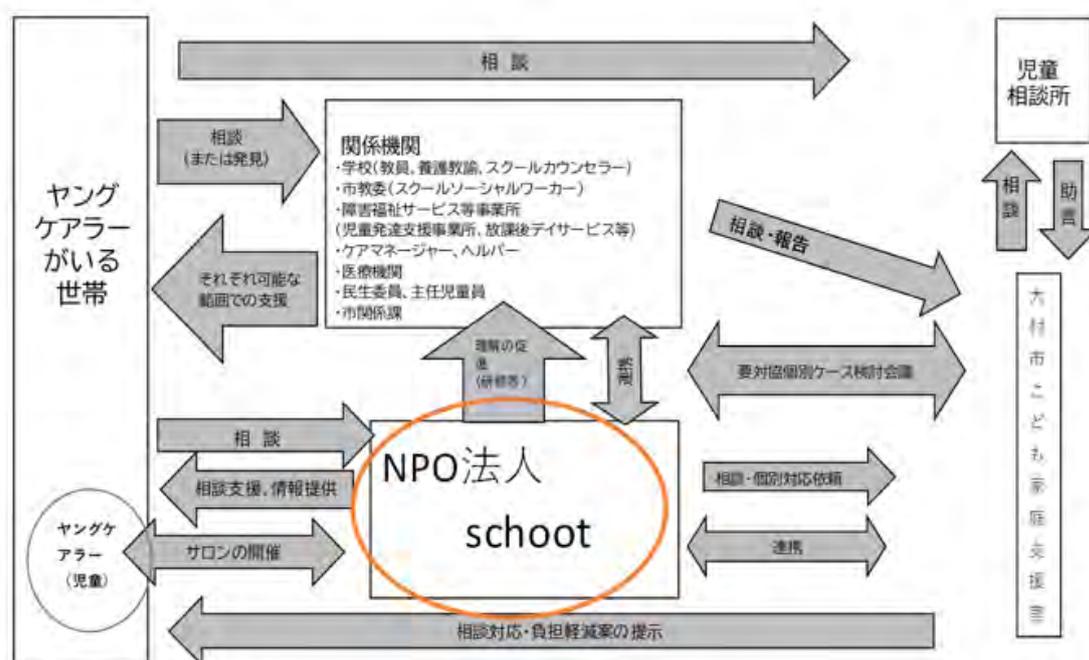
3-1 取り組み概要

3-1-1 モデル事業 実施体制

(1)事業概要

事業名:ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(大村市)
 支援対象団体名:NPO 法人 school
 事業概要:NPO 法人 school を中心として、学校や教育委員会、医療機関等の関係機関、大村市子ども家庭支援室と連携を行いながら、ヤングケアラーの発見、相談、支援を実施していく。

図表 3-1 モデル事業概要図



資料:大村市

² 令和4年12月末時点。
<https://www.city.omura.nagasaki.jp/jyumin/shise/shokai/toke/jinko/kihondaicho.html>

³ 令和4年12月末時点。
<https://www.city.omura.nagasaki.jp/jyumin/shise/shokai/toke/jinko/kihondaicho.html>

(2)支援方針(支援対象者の設定・定義)

- 一般社団法人日本ケアラー連盟が定義している「ヤングケアラー」を支援対象としている。
- 一方、居場所「まつなぎや」(後述)においては明確な対象を定めず、すべての児童または若者を対象とし、間口を広げている。

(3)支援体制(図表 3-1 参照)

- 市こども家庭課との連携の下、school は、ヤングケアラーからの相談受付・対応、居場所の開催・提供、学校・障害福祉サービス等事業所・医療機関等の関係機関との連携によるヤングケアラーの早期発見、市への報告と要対協への参加、支援の検討・実施等の役割を担う。
- 市こども家庭課では、school や関係機関等からヤングケアラーに係る相談・報告を受け、アセスメントを行うとともに、要対協への登録(要保護児童の場合)、児童相談所との連携、ヤングケアラー児童・家族への支援対応等を行う。

3-1-2 ヤングケアラー支援を取り巻くモデル事業開始前の状況

(1)支援対象となるヤングケアラー

モデル事業開始前から、前述の定義に基づき、支援対象とするヤングケアラーを設定していた。

(2)要対協を中心とした相談・支援体制

これまでは、学校や児童分野の関係機関等から市こども家庭課に相談・連絡が入り(一方、親等が関係している機関からの相談・連絡はあまりなかった)、要保護児童として要対協に登録して、対応を行ってきた。

(3)ヤングケアラー支援を取り巻くこれまでの課題

- ヤングケアラーとしてではなく相談・支援につながったケースに、実はヤングケアラーも含まれていたということが、ここ数年で生じていた。これらの中には、状況が困難・重篤になってから発覚するケースも多かった。
- 教育・福祉等の各機関がそれぞれ対応をしており、多角的・包括的に家族全体を見る視点が十分でないこともあった。

図表 3-2 事業工程別、これまでの状況・課題

工程	状況・課題
見つける	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童、家族に関わる周囲の関係者もヤングケアラーについて理解が乏しく、発見ができない状況があった。 ● 児童本人も家族の世話をすることが当たり前だと思い、ヤングケアラーであるとの自覚がない場合が多かった。 ● 児童にとって、市役所に直接相談することは敷居が高く、相談につながっていなかった。
つなげる	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談への対応をどこにつなげるかが明確ではなく、要対協の事務局が相談対応を担っていた。 ● 児童福祉分野の相談機関にはヤングケアラーに関する相談が寄せられていたが、家族を支援する介護福祉等の機関からつながることはあまりなかった。それぞれの専門職・機関が対応し、家族全体を見て多角的・包括的に支援をすることができていなかった。
支援する	<ul style="list-style-type: none"> ● 各機関が組織の枠の範囲内で支援を行っていた。組織外の対応については、他機関と連携しながら支援することが十分に行えていなかった。 ● ヤングケアラー児童への支援策、その親への支援策が不足していた。 ● ヤングケアラーの児童が子どもらしく過ごせる場がなかった。また、家庭の状況を学校にも伝えていないケースも多く、将来の進路等の相談ができる場がなかった。

3-1-3 モデル事業の目的・期待効果

(1)目的・目標

- 前述の課題を解消し、ヤングケアラーの早期発見、早期介入を図ることを目的に、下記の事項が目指されている。
- ヤングケアラー当事者が身近に感じ、フランクに相談できる場として、ヤングケアラーに特化した相談窓口と居場所を NPO 法人が設置し、ヤングケアラーへの相談・支援に対応していくこと
- ヤングケアラー当事者や家族等から受け付けた相談に対し、NPO、市、関係機関がともに対応していくこと

(2)期待

- ヤングケアラーへの理解が全体的に深まることで、児童がちょっとした違和感や「もしかしたら」に気づき、状況が重篤化する前に早期に誰かに相談できるようになること
- 支援に入っている、関わっている大人が、「家族全体を支援する」視点を持ち、早期に発見・介入ができること

- 各分野の専門職がつながりを持ちながら、支援を展開できること
- 関わっている機関及び保護者・本人が支援会議を開き、支援計画を立て、支援が行えること
- 家族全体を包括的に見てコーディネートできる機関(人)が機能すること

3-2 初期の活動状況

モデル事業初年度の活動状況(調査対象期間:令和5年1月～令和5年6月末<定量データ>、令和5年8月末<定性情報>)とその効果・課題について、下記に整理する。

3-2-1 「見つける」-初期の活動状況

(1) ヤングケアラーの周知啓発

大村市の SNS、school の SNS、大村市報等を通じてヤングケアラー支援の周知を行う。

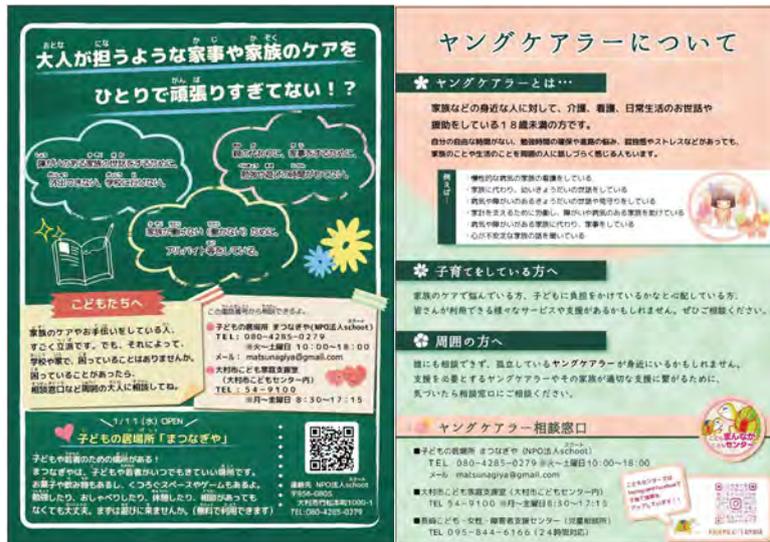
(a) 実施内容

- 市内の小中高校と、隣接する諫早市内の高校 4の全生徒にチラシを配布(令和5年1月)。
- チラシの内容は、ヤングケアラーの説明、相談窓口や居場所の紹介等。
- 併せて、市報や、市及び school の SNS を通じたヤングケアラー支援の周知を実施(さらに、虐待防止対策月間(11月)に「まつなぎや」がチラシを市内全戸に配布予定)。

(b) 効果・課題

- 様々な媒体を用いた周知啓発が奏を功し、ヤングケアラーに関する理解が少しずつ広まり、ヤングケアラーについて相談窓口に相談が来るようになっている。

図表 3-3 配布したチラシ(左:児童向け、右:大人向け)



⁴ 大村市から通学している生徒がいるため

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

ポスターによる周知

国から配布されているポスターでの周知啓発を行っていた。

(2) 研修会の実施

学校職員、行政職員、民生委員、障害者施設職員等を対象とした研修会の開催。初年度は、ヤングケアラーを知ってもらうこと、居場所・相談窓口となる「まつなぎや」を知ってもらうことに重点を置く。

(a) 実施内容

- 学校職員(市内の小中学校、特別支援学校、高校、隣市の高校の管理職・相談部担当者、市教育委員会職員)、行政職員(市役所職員)、民生委員、障害者施設職員等を対象とした研修会を開催。
- 当初、年間4回の開催を計画(一方、令和5年8月時点で既に5回開催済み)。
- 一般社団法人ヤングケアラー協会より講師を迎え、ヤングケアラーの基礎知識、実例を用いた説明を行い、関係各者に期待する役割や支援いただきたいこと等を伝えている。
- グループワークを取り入れ、ヤングケアラーが疑われる児童を見つけた際に、どのような対応がとれるかを検討している。初回テーマは「過去を振り返り、あの子はヤングケアラーだったのではと思うケースを挙げてください」。次回テーマは「ヤングケアラー児童に会ったとき、どのような支援が必要ですか(今ある支援と今後あった方がよい支援)」等を検討している。
- 研修受講者には「まつなぎや」の存在と開所日時、連絡先等を周知している。見学会も実施(まつなぎやとの連携検討に向け、民間精神病院の訪問看護部等が参加)。
- 県立高校、特別支援学校を訪問し、ヤングケアラーの周知を図る活動を企画。まずは県立城南高校で教員向けに実現した。本講義はメディアの注目を得て、テレビ2社と新聞1社の取材を受けた。

図表 3-4 研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R4.12	学校教員向け研修 市内小中学校、特別支援学校、 高校、隣市の高校の管理職または 相談部担当者、市教育委員会	ヤングケアラー協会理事による ヤングケアラーの概要と学校に 期待する役割についての講 義。	42人

2	R5.1	<u>行政職員向け研修</u> 市役所職員	ヤングケアラー協会代表理事による研修。概要と市職員に期待する役割についての講義。	37人
3	R5.6	<u>民生委員向け研修</u> 民生委員	ヤングケアラーと民生委員としての役割についての講義。	180人
4	R5.7	<u>障害者施設向け研修</u> 障害福祉サービス事業者	ヤングケアラーについての講義とグループワーク。	38人
5	R5.8	<u>学校教員向け研修</u> 県立高校、特別支援学校の養護教諭	ヤングケアラーの講義とまつなぎやの見学	12人

(b) 効果・課題

- 研修後にはアンケートを実施。受講者からは、「ヤングケアラーについて漠然とは知っていたが、研修により理解が深まった」、「昔、自分もヤングケアラーだったのだとわかった」、「関わっているケースにおいてヤングケアラーだったかもしれないが、どのように連携・支援すればよかったかわからない」等の意見があった。
- 居場所「まつなぎや」に興味を持ち、研修後に見学を訪れる大人の数が増えた。また、問い合わせも増えた。
- 研修内容については、ヤングケアラー当事者の体験談や意見を十分に盛り込んでいくことが課題である。また、グループワークにおいて、ヤングケアラーへの効果的な支援方法の討議にまで展開していくことも課題である。
- 長崎県内にヤングケアラーを専門に研究している有識者が少なく、講師選定や研修内容等を手探りで進めている。専門家から研修の内容・実施方法等についての助言を必要としている。

(c) 今後の方向性

次年度からは、ヤングケアラー当事者とともに、研修会・講義等を行うことを目指す。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

ポスターやアンケートによる関係者への周知

関係者の意識啓発に向けては、ポスター配布(上述)、児童生徒や教員向けのアンケート(後述)等を実施してきた。一方で、「ヤングケアラー」の語が先行しがちで、その内容に関する理解は十分とは言えなかった。ヤングケアラー研修を実施するのは今回が初めて。

(3)ヤングケアラーに関する相談・対応

児童や家族等に身近に感じてもらいフランクに相談してもらおう場として、ヤングケアラーに特化した窓口を令和4年12月26日より開設。市の委託により school が運営。

(a) 概要

- 電話、SNS を活用した相談窓口で、相談日・時間は火曜～土曜の10時～18時。子どもの居場所「まつなぎや」内で対応し、2名の相談員で運営している。
- ヤングケアラーからの相談件数は、初年度で10件程度を想定。次年度以降は30～50件と増加していくことを目標としている(児童数、国等が示すヤングケアラー割合等を基に目標値を算出)。
- 寄せられた相談に対しては、市がヤングケアラーに該当するかのアセスメントを行う。

(b) 相談状況

- 相談窓口開設(令和4年12月26日)以降に寄せられた相談総数は29件(令和5年6月末時点)。電話相談は2件のみで(SNS相談はなし)、それ以外は来所しての対面相談であった。
- 29件のうち、ヤングケアラー関連の相談は5件。そのうち3件は地域住民からの相談、1件が医療機関からの相談、1件が市子ども家庭課からの支援依頼の相談であった。当事者からの相談はまだない。

図表 3-5 相談窓口への相談件数

	モデル事業開始後 (R5.1～R5.6)
相談窓口への相談件数	29件
うち、ヤングケアラー関連の相談	5件
うち、地域住民からの相談	3件
うち、医療機関からの相談	1件
うち、市からの相談(支援依頼)	1件

(c) 効果・課題

- ヤングケアラーに関する理解が少しずつ広まる中、ヤングケアラーに関し感度の高い方たちが相談窓口を見つけ、相談に来るようになってきている。
- 一方、ヤングケアラー児童本人や、その周囲にはまだ周知が広まっていない。
- 当事者である児童からの相談が最もハードルが高い。児童向けには SNS 相談が最も相談しやすいチャネルである⁵が、肝心のヤングケアラー当事者が、自分は助けを求めてよい状況にあることを認識していないことが課題である。
- 地域住民からの相談では、心配な児童の個人情報(名前・住所等)までは共有してもらえないケースも少なくない。児童虐待と異なり通告義務がないため、状況を知ることができても当事者を特定できない状況があり、何らかの工夫が望まれる。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

市こども家庭課による相談対応

市こども家庭課に入る相談件数は年間 700 件程度(受理・未受理含む)。そのうちヤングケアラーに関する相談は、関係機関からの相談を含め、年間一桁程度だった。別の主訴で相談に来られ、話を聞くとヤングケアラーに該当しているというケースが多かった。さらに学校等を休んで介護・育児をすることに対し、当事者のみならず関係機関の問題意識も低かった。ヤングケアラーの相談窓口の周知啓発は公には行っていなかった。

(4)自治体に寄せられる報告の状況

- モデル事業開始後の約 6 か月間において、市こども家庭課に報告された気になる児童数は 362 人で、そのうちヤングケアラーが疑われる児童は 22 人であった。市ではそのうち 17 人をヤングケアラーと判断し、要対協に登録している。
- ヤングケアラーの分類内訳としては、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」、「がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている」が多くなっている。
- モデル事業開始前は、学校アンケート(教員向けアンケート)から抽出したヤングケアラー数をカウントしていたので、直接比較はできないが、上記は例年以上の報告数となっている。
- 「まっなぎや」以外の報告者としては、学校が最も多く、児童に関わる障がい福祉関係機関や医療機関がこれに続く。ヤングケアラーの認識度が高く、アセスメント能力も有している機関からの報告がほとんどである。
- これまでは、報告を受けた児童に関わったところヤングケアラーであったというケースが

⁵ まっなぎやで子ども食堂を行った際、SNS で情報を知った高校生がボランティアとして参加してくれた事例もある。このように、ヤングケアラーの周囲の児童等は、情報さえ得られれば SNS で拡散・連絡してくれることが期待できる。

多かったが、モデル事業開始後では最初から「ヤングケアラーかもしれない」との報告が増えている(特に学校関係者)。

- 情報提供があった場合、市が既に把握している家庭であれば「近くに用があったから尋ねてみた。最近生活はいかがか」等と訪問する。また、関わっていない家庭であれば、親が支援サービスを受けていないか間接的に情報収集を行い、「検診に来ていなかったから様子を見に来た」等と様々な理由をつけて訪問するようにしている。

図表 3-6 自治体に報告された児童数

	モデル事業開始後 (R5.1～R5.6)
自治体に報告された児童数	362 人
うち、ヤングケアラーと判断した児童数	17 人
うち、要対協に登録した児童数	17 人

図表 3-7 ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した/要対協に登録した児童数

	ヤングケアラーと判断した児童数	要対協に登録した児童数
 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	4 人	4 人
 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	10 人	10 人
 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	2 人	2 人
 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	3 人	3 人
 日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている		
 家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている		
 アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している		
 がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	4 人	4 人
 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	2 人	2 人
 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている		

(5)まとめ：“見つける”活動全般に関する状況

- “見つける”活動がうまくいっている点として、研修や周知を行ったところ、学校や児童福祉分野(障害児分野を含む)、総合病院等からの相談件数が、前年度比で多くなっていることが挙げられる。また、「まつなぎや」でのワークショップや子ども食堂を開催し、ヤングケアラーと地域との接点・間口を広げることで、イベントから相談・支援につながったケースもみられている。
- 一方、うまくいっていない点としては、現時点で保護者や家族に支援が入っている機関からの相談件数がないことが挙げられる。家族に支援を行っている機関に対し、児童についても意見を伺ったところ、児童は支援対象者ではないために目が向けられていなかったケースもみられ、包括的視点を持った支援を行うための周知啓発、研修、つながり等が必要であることが再認識されている。家族を包括的に見る視点を、関係者に根付かせていくことが課題とされている。

3-2-2 「つなげる」-初期の活動状況

(1)関係機関との連携

(a) 医療機関・学校との連携

① 実施内容

- 医療機関との連携:schoot を窓口にも、医療機関と連携しヤングケアラーの把握につなげていく体制整備を図る。日頃から連携をとっている小児科・精神科以外の診療科や個人医院等にもネットワークを広げていくために、ヤングケアラーの定義等の周知も含めて、働きかけていく。
- 学校との連携:毎年1回、児童や教員を対象としたアンケート調査を実施しており(下記【参考】欄参照)、問題を抱えていそうな児童生徒の把握と、当該児童生徒への支援の要否等の検討を行っている(市教育委員会のソーシャルスクールワーカー(以下、SSW)と市こども家庭課にて実施。必要なケースについては学校と協議)。そのような場にも schoot が参加することで、支援の幅を広げる。

② 効果・課題

- 医療機関との連携:医療ソーシャルワーカー(以下、MSW)が配置されている病院では、MSW までつながれば市に連絡が入るケースがあるが、医師、看護師にヤングケアラーについての認識が浸透しておらず、MSW にまでつながらないケースも少なくない。MSW だけでなく、医師、看護師にも「家族全体をみる視点」を周知していく必要がある。
- 学校との連携:学校を訪問し、生徒に対してヤングケアラーに関する授業ができれば、本人が自分の状況と照らし合わせてヤングケアラーに該当するかを判断し、相談するかを検討できるようになることが期待できる。一方で、学校側からは、「生徒への授業は時期尚早で、教員への研修から開始したい」、「家事の手伝いはよくないことと理解されるようなことはしたくない」との意見がみられる。まずは、教員向け研修により教員の理解を深

めていくことが重要であるが、次年度には、生徒向け研修も実施していきたい。

- 共通:ヤングケアラー支援についての理解が得られた後には、ヤングケアラーを見つけた際の行動・手続について、関係機関の日々のオペレーションに組み込んでもらう必要がある⁶。この取り組みを誰が率先して進めるかについて検討が必要である。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

県による児童生徒向けアンケート

県が主導し、学校への児童生徒向けアンケートを実施し、統計を報告している。実際に気になる児童の抽出までは行っていない。

市による教員向けアンケート

市では、小中学校の教員向けのアンケートを実施している。実名でヤングケアラーの可能性のある児童を抽出し、市こども家庭課とSSWまたは学校と協議し、必要な児童に対しては支援を実施している。

(b) 要対協を活用した連携

① 実施内容

- 要対協メンバーに schoot を加え、要対協の会議の場でヤングケアラーを議題にし、周知啓発・連携強化を図りながら、支援の検討を行っていく。
- 代表者会議では、ヤングケアラーに関する市の取り組み、ヤングケアラー支援窓口 schoot の存在、ヤングケアラーの基本知識、各機関に担ってほしい役割等を周知する。
- 実務者会議、個別ケース検討会議では、実ケースを基に、各機関が担う役割等について検討する。
- ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議レベル)には、個別ケースにより異なるが、児童に介入している機関(保育園、学校、障害福祉サービス等)、保護者に介入している機関(ヘルパー、相談支援事業所、医療機関、就労支援機関等の福祉サービス等)が参加し、情報共有や支援方針の検討を行っている。

② 効果・課題

- モデル事業開始後、新たに障害分野における相談支援事業所や schoot が要対協メンバーとなった。

⁶ 児童虐待対策の委員会が存在する医療機関等では、児童虐待と同様にヤングケアラーのチェックリストがあり、相談窓口につなげることができるとのこと。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

要対協を活用した連携

学校・関係機関等から市こども家庭課に情報提供されたヤングケアラー児童については、アセスメントを行い、要保護児童は要対協に登録して、対応を行ってきた。要対協への参加機関は下記のとおり。

図表 3-8 要対協参加機関

国又は地方公共団体の機関	長崎地方法務局諫早支局、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎県県央保健所、長崎県大村警察署、大村市総務部、大村市福祉保健部、市立大村市民病院、大村市こども未来部、大村市立保育所、大村市立認定こども園、大村市教育委員会、大村市立小学校、大村市立中学校、県立高等学校、市内に存する特別支援学校、その他市長が必要と認める国又は地方公共団体の機関
法人	県央児童家庭支援センター、光と緑の園乳児院、大村椿の森学園、大村市社会福祉協議会、大村市医師会、大村東彼歯科医師会、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター、市内に存する児童養護施設、市内に存する私立保育所、市内に存する私立認定こども園、市内に存する私立地域型保育事業所、市内に存する私立幼稚園、市内に存する私立高等学校、その他市長が必要と認める法人
その他	大村市民生委員児童委員協議会連合会、大村市青少年健全育成連絡協議会、大村市 PTA 連合会、諫早人権擁護委員協議会、長崎県弁護士会、その他市長が必要と認めるもの

(2)まとめ:“つなげる”活動全般に関する状況

- “つなげる”活動がうまくいっている点として、「まつなぎや」と子ども家庭課とが隔週で情報共有の場を設け、ヤングケアラーの発見後の支援について情報収集と関係機関との役割分担の支援を行っていることが挙げられる。
- 一方、うまくいっていない点としては、「まつなぎや」にヤングケアラーの情報は入ってくるが、個人名は伏せて情報提供されることが多く、個人の特定が難しいことが挙げられる（保護者が相談に来ることは少なく、周囲の大人が気づいて知らせてくることが多いため）。今後も、当事者からの連絡よりは、当事者の周囲にいる人たちや関係機関からの相談が多くなっていくことが見込まれるため、その際にも支援に結び付けるための体制整備が課題となる。

3-2-3 「支援する」-初期の活動状況

(1)子どもの居場所「まつなぎや」の開設と運営

ヤングケアラーや課題を抱える児童が、家庭を少し離れて自分を見つめたり、一息ついて子

どもらしく過ごせたりする場として、居場所「まっなぎや」を令和 5 年 2 月 25 日に開設。

(a) 目標

- 下記事項等を念頭に、伴走支援型の居場所を提供することを目的としている。
 - 本人が抱える問題が重篤化することを未然に防止する。
 - 普段から顔を合わせ、居場所を提供することで、相談しやすい関係性を緊密に作る。
 - ヤングケアラーとしての自覚の芽生えや、奥底の本音が言えるようになるまで「まっなぎや」で長期支援が可能。さらには本人のニーズにあった支援を行う。
 - 家でも学校でもない、地域として大人たちが子どもを見守り応援する「ネットワークの場づくり」を行う。

(b) 概要

- 火曜～土曜 10 時～18 時の運営。運営スタッフは常勤職員 2 名。
- 1 日あたりの利用者数上限は 20 名程度。
- 土曜日には子ども食堂と連携した食事提供や、地域住民等を対象としたワークショップを開催(地域住民にヤングケアラーへの理解を深めてもらう目的)。
- ヤングケアラーの居場所参加が増えれば、ピアサポートの実施(土曜日)も検討。
- 居場所には学習スペースを設置。希望に応じて学習支援を実施していく予定。

(c) 効果・課題

- 開設から令和 5 年 6 月までの約 4 カ月で、利用者数は 211 人(実人数)にのぼる。
- 行った工夫、有効だった取り組みとして、土曜日に子ども食堂と連携し、食事の提供を行ったことや、ヤングケアラーへの理解を深めること、横のつながりを持つことを目的に、地域住民を対象としたワークショップを行ったことが挙げられる。
- 相談窓口寄せられたヤングケアラー関連の相談 5 件のうち、「まっなぎや」を利用している児童は 2 人。ヤングケアラー等が家庭から少し離れ、自分を見つめることができる場、一息つけて楽しめる環境を提供し、本音を引き出して支援につなげているところである。
- 居場所の周知活動をさらに活発化していくことが課題である。「まっなぎや」のホームページも開設した。
- 学習支援については、学習スペースは設けているものの教員・指導員がいるわけではない。職員が可能な範囲で教えることから開始する。

(d) 今後の方向性

- 利用者数が増えていることを踏まえ、パート職員 1 名を追加し、常勤職員 2 名と 3 名体制で運営していく予定。
- ヤングケアラーが集まり次第、ピアサポートを実施していく。

図表 3-9 まつなぎやの外観・内観等



カウンター



全体



相談室／自習室



執務スペース



【参考:「まっなぎや」の外観・内観】

「まっなぎや」は、住宅街に位置する一軒家(平屋)。

入ると、心地よい音楽が流れ、ハーブの香りが漂う。

利用者が過ごせるスペースは大きく3部屋(スペース1、スペース2、カウンター)。スペース1では壁に映像の投影が可能。

見学时(平日午後)には4名の利用者が、スタッフとともに、あるいはめいめいに、ビーズ細工やゲーム等を楽しんでいた。schoolが運営するフリースクールとは趣旨が異なり、カリキュラム等はなく、自由に過ごしてもらおう空間として位置付けられている。

その他にも、相談室兼自習室、スタッフの執務スペース、男女トイレと風呂がある(子どもが風呂に入ってから帰宅する等のケースがあるとのこと)。

(2) 支援計画の作成

- モデル事業開始後、令和5年6月までの約6カ月間において、ヤングケアラー児童に関する支援計画を作成した件数は5件となっている。
- 今後は、要対協に登録している児童については、こども家庭センターによるサポートプランの作成が必要となるため、作成件数は増えていく予定。
- 支援計画を策定していないケースにおいても、個別ケース検討会議等で課題や方針決定し、役割分担を行っている。
- 個別ケース検討会議に当事者(児童、家族)も入れて支援計画を作成した事例では、支援がうまく運びやすい。保護者等の意向を反映できるため、支援の展開を行いやすくなる。当事者(児童、家族)が入れそうなケースではできるだけ参加してもらおう方針だが、精神的に不安定な場合等は、本人の同意を得た上、先に家族の意向を聞いたのち、関係機関と会議を行い、その内容を家族にフィードバックしている。
- 個別ケース検討会議に児童が参加したことはなく、当事者参加は家族のみ(高校生は参加の可能性がある)。
- 現状、支援計画を当事者に渡すことはしていない。

(3) 支援の提供

(a) 支援対象となる児童および家族とのコミュニケーション状況

- 支援対象となる児童と話ができているかについては、ヤングケアラーと判断した児童17人のうち11人と話ができている。
- 支援対象となる児童の家族と話ができているかについても、ヤングケアラーと判断した児童17人のうち16人の児童家族と話ができている。

(b) 支援実施状況

- モデル事業開始後にヤングケアラーと判断した児童17人のうち、介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っている児童は7人、具体的なサポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守ったりしている児童は7人となっている。

- 介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っているケース：個別ケース検討会議を実施し、ケースの課題と支援方針、役割分担を検討・決定し、各機関と連携して支援を実施している。家族も入れた会議を開催し、現状を把握し、支援検討を行ったケースもみられる。また、家族に問題提起して就労支援を行ったり、学童保育やトワイライトステイの調整を行ったりしたケースもみられる。
- 具体的サポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守ったりしているケース：ひとり親家庭で保護者ががんを患っており、医療機関、訪問看護等のサービス機関、親族とも連携することを保護者が了承し、見守りを行っているケースがある。また、児童が家事・育児を担い、児童が支援を拒んでいるケースがみられる。要対協で支援はできなくとも継続的に話を聞くことを決め、学校等で児童と面談しながら状況を確認している。

(c) 効果・課題

- 保護者がネグレクトで児童がヤングケアラーになっている場合には提供できるサービスがない。また、利用できるサービスがあっても費用の自己負担分がハードルとなる家庭については支援が停滞する。

(d) 必要な支援・サービス

ヤングケアラーの相談があり、支援を決めたとしても、現状では有効なサービスがなく、困難事例になってしまうケースがある。

あるとよい支援・サービスとしては、下記等が挙げられる。

- 障がい児の預かりの支援：重度の障がいを抱えるきょうだいがいるが、親がいないときの障がい児の受け入れが可能なショートステイ先がなく、他のきょうだいが面倒を見ざるを得ない状況。親もきょうだいも施設に入れたくないが、現状では施設に入れざるを得ない。事業者の話によると、ショートステイは単価が低く、障がい児を預かることは高リスクであるため、なり手がいないとのこと。来年度から子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：家庭と支援者の育児支援マッチングサービス）が始まり、障がい児がいる家庭に育児支援サービスを提供することが可能となるが、費用負担を受けいられるかが課題。
- 送迎等の支援：保護者に精神疾患があり子どもの送迎ができない場合に、（保育園等への）送迎サービスが必要となる。民生委員に頼むも、毎日の送迎は難しい。大村市では安全上、未成年による児童の送迎は禁止している。
- 家事支援：ヘルパーが入り、食事の作り置きをすることはできても、毎日の食事の提供までは難しい。市職員が定期的に掃除支援を行っているが手一杯である。ヘルパーステーション等に頼むも、高齢者・障がい者支援で手一杯である。

(4)まとめ：“支援する”活動全般に関する状況

“支援する”活動がうまくいっている点として、当事者も会議に参加することで、当事者と一緒に現在困っていることに対してどのようにしていくかの検討ができるため、無理のないケー

スプランを作成できる点が挙げられる。

一方、うまくいっていない点としては、明らかに児童の権利侵害があるケースや支援が必要なケースでも、支援を拒まれると見守りのみの支援となってしまうこと、サービスが不足しており、家族も困っているが現状を改善できないケースがあること等が挙げられる。

3-3 これまでの活動に関する自治体の振り返り

- ヤングケアラー向けの相談窓口設置事例は他自治体でもみられるが、居場所の設置事例は少ない。
- 「まつなぎや」はヤングケアラー支援を目的とした居場所ではあるが、地域の児童に関する総合的な相談(養育面の心配、不登校、地域とのつながり不足等)も寄せられている。他方、子どものために何かしたいと思っている大人は多く、そのような悩みを抱える児童・家庭と地域をつなぐ役割を果たしている。
- 利用者数は想定通りとなっている。居場所の利用は平日は2~3人だが、土曜日には地域の子どもたちが大勢で遊びに来る。そこで顔なじみになり、ヤングケアラーの把握につながる事例もみられている。顔なじみにならないと、ヤングケアラーに関する情報提供にはなかなかつながらない。
- 一方、まだまだ周知不足である(特に、児童に対して)。来所の人数は増えているがメンバーが固定しており、さらなる周知が必要である。また、自宅から「まつなぎや」までの距離が遠く、来所できない児童もいるため、さらに拠点を増やせるとよい。アウトリーチの検討も必要である。
- 児童のフォローは丁寧に行いたい。将来を諦めているような児童に、「このような進路の選択肢もある」とアドバイスができるように、その方面を得意とする school と市との役割分担をうまく図って、よりよい支援につなげたい。

図表 3-10 ヤングケアラー対応事例シート

【ヤングケアラー対応事例 NO.】

ふりがな 名前		性別	年齢	所属	備考

家族 構成					

ジェノグラム

<ケースの関わり>

<ヤングケアラーについての該当項目>

(関わっている機関)
(支援の概要)

資料:大村市

3-4 有識者によるコメント・期待

※成果検証項目の検討にあたり協力いただいた有識者3名(第2章参照)による、本事業に対するコメントは以下の通り。

- 学校、家以外に行く場所があることは重要で、居場所はその一つとなる。家庭に支援サービスを入れても解決できない部分を担う機能が居場所だと考える。
- 居場所は、日常に溶け込んだ場であることが重要である。子ども食堂等、食事の提供を行うことでつながれるのはよいと思う。
- 居場所については、年齢層によってもどのような場であるべきかが異なる。年齢の低い子どもを対象とするのであれば、ケアについて語ったり、聞いたりする場は相応しくないかもしれない。ケアのことを語る、聞ける場は大切ではあるので、子どもが選択できるとよい。ケアについて語る、聞くことを前面に出しすぎると、子どもが通いにくくなる可能性もある。
- 「ヤングケアラー」を掲げると、子どもが訪れないこともある。様々な人を幅広く受け入れる中で、ヤングケアラーを発見する方針も検討の余地がある。
- 子どもの居場所づくりは、ヤングケアラーに限らず非常によいと思うが、遊ぶ時間、勉強する時間を削って家族のケアをしている子どもが居場所に行く時間があるのか。居場所はヤングケアラー支援の一部でしかないため、居場所に来られない子どもをどのようにケアしていくかも重要である。居場所は必要な支援であるが、居場所に頼ることなく、その他の支援策も検討していけるとよい。
- 1日あたり20人程度の利用を想定しているということだが、10人程度がよいのではないか。子ども同士で楽しく遊ぶということもよいが、支援者が子どもと一緒に時間を過ごすことで、言えないことを言えるようになる。
- ヤングケアラーの周知啓発として、近隣の諫早市でもチラシを配布するとのことだが、高校生になると行動範囲が広まり、居住自治体と学校がある自治体が異なるケースも多くなる。学校側でヤングケアラーに気づき、学校から情報提供を受けて、居住している自治体で支援を考えるという広域連携は重要である。(小規模自治体になるほど)近隣の市町村と同じ意識を持ってヤングケアラー支援に取り組むことが重要であり、参考にできるポイントとなる。
- 要対協の広域連携が生じる可能性がある。高校生へのサポートに要対協を活用する事例となりうる。
- ヤングケアラーを見つけるための関係機関としては、医療、薬局等、親や子どもが行きそうな場が入るとよい。イギリスでは、医師が患者に子どもがいるかどうかを聞く。親が受けるサービスから発見していく仕組みが重要である。
- 関係機関にヤングケアラーについて周知するだけでなく、研修等を通じて、見つけた際に、どのようにつなげたらよいか等についても伝えられるとよい。

3-5 関連情報・データ(モデル事業前／初期活動)

図表 3-11 大村市の状況(モデル事業前／初期活動)

分野	項目		モデル事業前の状況 (対象期間:R4.1~12の12カ月間)	初期活動の状況 (対象期間:R5.1~6の6カ月間)	
見つける	研修会の 実施状況	対象者	● 学校職員(小中高等の管理職・相談部担当者、市教育委員会)	● 行政職員、民生委員等、障害福祉関係者、学校教員	
		実施内容	● ヤングケアラー ⁷ の概要等の講義	● ヤングケアラーの概要等の講義、グループワーク	
		実施回数	● 1回(R4.12)	● 2回(R5.7以降、2回実施)	
	相談窓口の 設置・運営状況	窓口形態	● ヤングケアラー相談窓口の設置なし	● ヤングケアラー相談窓口(電話・SNS・対面)	
		運営主体・設置 場所			● NPO法人 school
		運営体制			● 相談員2人
		相談件数・ 相談ルート			● 29件(電話2件、SNS0件、対面27件)
					● うち、ヤングケアラー関連の相談:5件
	● 【schoolに寄せられたヤングケアラー疑い相談ルート】				
	● 本人:0件				
	● 家族・親族:0件				
	● 教育関係機関:0件				
	● 児童福祉関係機関:1件				
	● 福祉関係機関(生活福祉・障害福祉・高齢者福祉):0件				

⁷ YCはヤングケアラーの略称

				<ul style="list-style-type: none"> ● 保健医療関係機関:1件 ● 地域の施設・地域関係者等:3件
自治体に 寄せられる 報告の状況	気になる児童数	● 700人(受理・未受理含む)	● 362人	
	うち、ヤングケアラー疑いの児童数	● 23人/700人	● 22人/362人	
	うち、school から寄せられたヤングケアラー疑いの児童数	● 設置なし	● 5人/22人	
	ヤングケアラーと判断した児童数	● 4人/23人	● 17人/22人	
	ヤングケアラーと判断した児童の分類(上位3つ)	● 不明	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼いきょうだいの世話 ● 障がい・病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事 ● 慢性的な病気の家族の看病をしている 	
	連携してヤングケアラー支援に対応する会議体(要対協等)への登録状況	ヤングケアラーと判断した要対協登録児童数	● 4人/4人	● 17人/17人
	要対協に登録したヤングケアラー児童の分類(上位3つ)	● 不明	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼いきょうだいの世話 ● 障がい・病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事 ● 慢性的な病気の家族の看病 	

	会議体(要対協等)への参加状況		<ul style="list-style-type: none"> ● 図表3-8 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記に加え、障がい分野において相談支援事業所と、ヤングケアラーの相談窓口である NPO 法人 schoot が参加。
	会議体での情報共有状況		<ul style="list-style-type: none"> ● 児童に介入している機関(保育園、学校、障害福祉サービス等) ● 保護者に介入している機関(ヘルパー、相談支援事業所、医療機関、就労支援機関等の福祉サービスなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更なし
	つなげる活動全般		<ul style="list-style-type: none"> ● 相談への対応をどこにつなげるかが明確ではなく、要対協の事務局が相談対応を担っていた。 ● 児童福祉分野の相談機関にはヤングケアラーに関する相談が寄せられていたが、家族を支援する介護福祉等の機関からつながることはあまりなかった。それぞれの専門職・機関が対応し、家族全体を見て多角的・包括的に支援をすることができていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「まつなぎや」と子ども家庭課とが隔週で情報共有の場を設け、ヤングケアラーの発見後の支援について情報収集と関係機関との役割分担の支援を行っている。 ● ヤングケアラーの情報は入ってくるが、個人名は伏せて情報提供されることが多く、個人の特長が難しい。
支援する	支援計画の作成状況	ヤングケアラー児童に関する支援計画作成件数	<ul style="list-style-type: none"> ● 2件/4件 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5件/17件
	各ケースの状況	支援対象児童と話ができているか	<ul style="list-style-type: none"> ● 2人/4人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 11人/17人

	支援対象家族と話ができているか	● 1人／4人	● 16人／17人
継続的につながっているケースの状況	支援児童数	● 算出困難	● 7人／17人
	支援状況	● 要対協登録児童として個別での対応を行っていた。	● 保護者ががんを患っているひとり親家庭に対し、医療機関、訪問看護等のサービス機関、親族と連携し、見守りを実施。 ● 保護者に代わって児童が家事・育児を担っており、児童が支援を拒んでいるケース。面談しつつ状況確認を実施。
支援を行えたケースの状況	支援児童数	● 算出困難	● 7人／17人
	支援状況	● 要対協登録児童として個別での対応を行っていた。	● 家族に問題提起し、就労支援、学童保育やトワイライトステイの調整を実施。
居場所の設置状況	居場所名称	● 設置なし	● 居場所(サロン)「まつなぎや」
	運営主体		● NPO 法人 school
	運営体制		● 常勤職員 2人
	利用者数		● 211人(実人数)

4 【愛媛県新居浜市】取り組み状況調査

(人口:115,314人 8、年少人口:13,761人 9、面積:234.47km²)

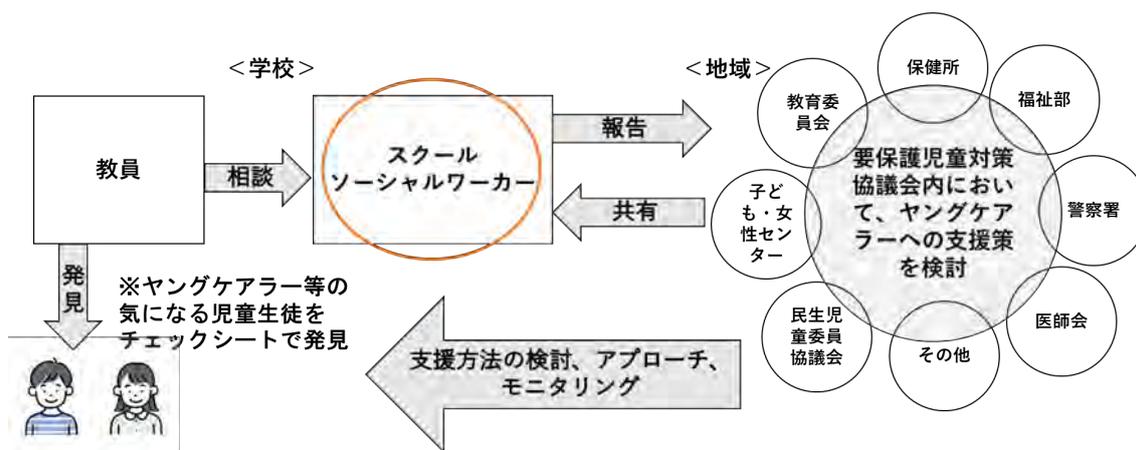
4-1 取り組み概要

4-1-1 モデル事業 実施体制

(1) 事業概要

事業名:ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(新居浜市)
支援対象団体名:一般社団法人えひめ権利擁護センター新居浜
事業概要:学校に派遣されたスクールソーシャルワーカーを核とし、ヤングケアラーの発見、支援を行っていく。日頃から児童と接している教員が子どもの変化に気づき、スクールソーシャルワーカーは教員から得た情報を精査し、要対協へ報告を行う。要対協内で、支援策の検討やアプローチ、モニタリングを実施する。

図表 4-1 モデル事業概要図



資料:日本財団

(2) 支援方針(支援対象者の設定・定義)

- 一般社団法人日本ケアラー連盟の定義によるヤングケアラーを主たる対象としているが、その定義に限定することなく、広く「困難を抱える児童」を対象としている。
- ヤングケアラーのみに特化せず、養育相談、子どもの相談等を幅広く受け付け、その中からヤングケアラーを見つける方針をとっている。 ※ヤングケアラーに限定すると、家庭の状況を確認する必要があるのではないか、デリケートな問題に立ち入る必要があるの

⁸ 令和4年12月末時点。(<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/seisaku/zinnkousetaisuu2.html>)

⁹ 令和4年12月末時点。(<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/seisaku/toukei-nenreibetsu.html>)

ではないか、といった懸念から関係者の協力が得にくい可能性があるため。

(3)支援体制(図表 4-1 参照)

- えひめ権利擁護センター新居浜のスクールソーシャルワーカー8名(常勤2名、非常勤6名)が、市子育て支援課、市教育委員会等と連携しながら、市内の小中学校を巡回訪問し、ヤングケアラーを含む困難を抱える児童の早期発見・早期支援に結び付ける。
- 市教育委員会では、ヤングケアラーを含む困難を抱える児童を見つけるためのチェックシートを学校に提供。チェックシートへの記載を通じて、学校から気になる児童に関する情報提供をしてもらうことで、スクールソーシャルワーカーがその後の対応・支援に動く体制・役割分担を構築。
- 別途、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員等からもスクールソーシャルワーカーに対してヤングケアラー児童等の連絡・通告が寄せられるルートを構築。
- スクールソーシャルワーカーを通じて市子育て支援課に報告されたヤングケアラー児童については、要対協に登録され、支援関係機関による情報共有や支援検討が行われる。

4-1-2 ヤングケアラー支援を取り巻くモデル事業開始前の状況

(1)支援対象についての意識

モデル事業開始前は、「生活課題を抱えている児童」等との認識で支援対応をしてきたため、「ヤングケアラー」を明確に意識することはあまりなかった。

(2)ヤングケアラーの早期発見・早期支援に向けた体制整備

モデル事業開始前から、前述の体制が構築されていた。一方で、スクールソーシャルワーカーの人員不足や関係機関への周知・研修不足などにより、十分な体制整備には至っていなかった。

(3)ヤングケアラー支援を取り巻くこれまでの課題

- モデル事業開始前から、市内の小中学校を巡回するスクールソーシャルワーカー(スクールソーシャルワーカー)が、「困難を抱える児童」を見つけ、支援する取り組みを進めてきた。
- スクールソーシャルワーカーはヤングケアラーに対し、他の困難を抱える児童と同様の対応を行ってきた。困難を抱える児童にヤングケアラーも含まれるが、関係者間で「ヤングケアラーであること」を明確に意識することは少なかった。
- 一方、本モデル事業開始前には、常勤のスクールソーシャルワーカーが少なく、出勤日・出勤時間に偏りもあり、不在時も少なくなかった。そのため、市内28校の小中学校を頻繁に訪問することが難しかった。また、市内の学校や支援関係機関から児童に関する連絡を受けても、迅速に対応できない状況もみられた。
- ヤングケアラーが社会課題であることへの認知が拡がる中、令和4年夏に市内小中学

校の教職員向けに、動画によるヤングケアラー広報・研修を行った上で、「気になる子ども・保護者のチェックシート」(ヤングケアラー項目を含む)を配布し、スクールソーシャルワーカーへ気になる児童の情報を提供してもらうよう依頼したが、情報はさほど寄せられなかった。

- 教職員からスクールソーシャルワーカーに情報提供してもらった後は、スクールソーシャルワーカーが引き継いでその後の対応やフォロー(家庭訪問等)を行い、教職員に過度な負担を課さない旨を説明したが、協力は進まなかった。
- 情報提供が少ない要因として、教職員が多忙であること、教職員がスクールソーシャルワーカーに個々の児童の状況を伝えること自体を負担に感じたかもしれないことや、学校や教職員に「デリケートなことなので間違ったことは言えない」、「スクールソーシャルワーカー等他者に頼らずとも解決できる」との意識があること等が考えられた。
- 他方、民生児童委員、公民館、PTAの方等がヤングケアラーに関心を持ち始めており、教職員以外にもヤングケアラーを発見した際の連絡・通告先を周知することが必要とされてきていた。

図表 4-2 事業工程別、これまでの状況・課題

工程	状況・課題
見つける	生活課題を抱える児童(ヤングケアラー含む)の発見については、これまでは感覚的なものに頼る部分が多かったため、関係者内で個別の情報が出てきにくく、そもそも「発見をする」という認識が希薄であった。
つなげる 支援する	生活課題を抱える児童(ヤングケアラー含む)を発見しても、どのように支援者側につなげるのか、支援するのかといった仕組みが構築されていなかった。

4-1-3 モデル事業の目的・期待効果

(1)目的・目標

- 本モデル事業では、ヤングケアラーの発見から支援に至るまでの仕組みづくり(システムの構築)を目指す。
- 下記の3つを軸に、事業を推進していく。
 - ヤングケアラーに関する相談業務
 - 教育・福祉・医療等関係者や市民への研修会等の実施
 - 支援方策の調整、他機関との連携に関する業務

(2)期待効果

- ヤングケアラーを“見つける”際に、客観視できるツールを用いて、システムとして発見をしやすい仕組みを、小中学校を中心に構築すること
- そのためのツールとして「気になる子どものチェックシート」を開発・活用し、定着さ

せること

- 生活課題を抱える児童(ヤングケアラー含む)に対する支援について、要保護児童対策地域協議会(要対協)を中心に、支援者間で情報を共有すること
- 個別具体の支援につなげていけるように、支援者同士の役割分担をケースごとに検討し、対応するシステムを定着させること

4-2 初期の活動状況

モデル事業初年度の活動状況(調査対象期間:令和5年1月～令和5年6月末<定量データ>、令和5年8月末<定性情報>)とその効果・課題について、下記に整理する。

4-2-1 「見つける」-初期の活動状況

(1)研修会の実施

学校関係者(教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、スクールソーシャルワーカー等)、福祉関係者、一般市民等を対象に、ヤングケアラー早期発見・早期支援のための研修、市民講座を実施。ヤングケアラーについての認識を深めてもらうとともに、ヤングケアラーを発見した際の連絡・通告先を周知する。

(a) 実施内容

- 当初、令和5年1月～令和6年3月に10回開催を計画(一方、令和5年8月時点で既に15回開催済み)。
- 「子どもを取り巻く環境を考える」、「大人ができることは何か」等の題目で講義を実施しながら、ヤングケアラーの発見から支援につながるまでのプロセスの説明等を行っている。
- 市内の小中学校の校長や、児童と直接関わりのある教員等を主たる対象に、研修を実施している。
- また、高校にも連絡を取り、教員研修を実施もしくは実施予定(新居浜東高校、四国中央土居高校、新居浜工業高校、新居浜南高校)。実績を積むことで、高校側から研修オファーが寄せられるケースも増えてきている。
- 「人権のつどい日」¹⁰、「人権啓発講座」等の市民向け講座において、子どもの人権をテーマにヤングケアラーに関する講演を実施している。
- 市内だけでなく、時間・都合が合えば、他市にも足を運んで、研修を実施している。
- 教員向け研修における工夫事項として、具体的な取り組み事例を紹介することや、「役割分担」というキーワードを用いて、ヤングケアラーに関することのみならず(不登校や家庭内で起こる問題を含む)、スクールソーシャルワーカー等の専門職につなぐことで、教員の業務負担軽減を図ることができることを行っている。

¹⁰ 新居浜市では毎月11日を「人権のつどい日」とし、人権に関するさまざまな講演や学習会を実施している。

図表 4-3 研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R5.4.12	学校教員向け研修 市内小学校校長	ヤングケアラー支援研修	
2	R5.4.20	学校教員向け研修 市内小中学校教頭会	ヤングケアラー支援研修	
3	R5.4.26	学校教員向け研修 市内小中学校生徒指導主事	ヤングケアラー支援研修	
4	R5.5.9	学校教員向け研修 市内中学校校長	ヤングケアラー支援研修	
5	R5.5.9	学校教員向け研修 市内小中学校主幹教諭、教務主任	ヤングケアラー支援研修	
6	R5.5.11	関係者・市民向け研修 学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、一般市民等	ヤングケアラー支援研修 「子どもを取りまく環境を考える」	45人
7	R5.5.18	学校関係者等向け研修 学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、警察、小児科医等	要対協代表者会議 ヤングケアラー支援の解説	
8	R5.5.20	スクールソーシャルワーカー向け研修 県内中予地区を中心としたスクールソーシャルワーカー	新居浜市のヤングケアラー支援事業の解説	18人
9	R5.6	学校教員向け研修 市内小中学校教職員全員	ヤングケアラー支援の研修動画①の視聴	
10	R5.7.26	学校教員向け研修 新居浜東高等学校教職員	ヤングケアラー支援研修	40人
11	R5.7	学校教員向け研修 市内小中学校教職員全員	ヤングケアラー支援の研修動画②の視聴	
12	R5.8.3	関係者・市民向け研修 【東予地区】学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等	ヤングケアラー支援のための関係機関研修	100人

13	R5.8.10	関係者・市民向け研修 【南予地区】学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等	ヤングケアラー支援のための関係機関研修	100人
14	R5.8.21	関係者・市民向け研修 【中予地区】学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等	ヤングケアラー支援のための関係機関研修	100人
15	R5.8.26	学校教員・市民向け研修 学校職員、大学院生、ほか関心のある県民	愛媛大学教職大学院「チーム学校スペシャリスト養成講座」にて、新居浜市のヤングケアラー支援の取り組み紹介	100人
16	R5.10.3	学校教員向け研修 四国中央土居高等学校教職員	ヤングケアラー支援研修	
17	R5.10.12	学校教員向け研修 新居浜工業高等学校教職員	ヤングケアラー支援研修	
18	R5.11.28	学校教員向け研修 新居浜南高等学校教職員	ヤングケアラー支援研修	

(b) 効果・課題

- 研修のニーズは高く、子どもの権利をテーマに掲げた研修や講演会等の中で、ヤングケアラーについて講演する機会が増えている。

(c) 今後の方向性

- 当面は、多くの方に、ヤングケアラーに関する基礎知識を持ってもらうために、教職員のみならず広く一般市民、県民向けに広報啓発を積極的に行っていく。

図表 4-4 研修資料抜粋

学校で…こんな事で困っていませんか？

- 友だちとのトラブルが多い… ●登校を嫌がる…
- クラスや集団になじめない… ●授業に集中できない…
- いじめられているのかも… など

家庭で…こんな事で困っていませんか？

- 友だち関係に困っている ●親子の関係が安定しない
- 生活リズムが乱れている ●落ち着かない
- 勉強に集中できない など

スクールソーシャルワーカーにご相談ください

スクールソーシャルワーカーとは「家庭」や「学校」で起こる様々な問題に対し、**学校や関係機関と連携して**状況を改善するための支援を行う『福祉の専門家』です。
(学校の先生や教育委員会とは違う『福祉』の立場で、みなさんの相談に乗ることができます)

●スクールソーシャルワーカーは、幅広い福祉制度について専門的な知識で、子どもや家庭のニーズに応える支援を行います。
●そのため、多くの自治体で「社会福祉士」等の国家資格を要することも標準業務となっています。
●また福祉上「守秘義務」が課せられています。
知り得る内容を**本人の同意なしに**伝えることはありません。

まずはご相談ください。一緒に考えましょう。

発達支援課・あすなろ教室 TEL 0897-65-1302(発達支援課)
TEL 0897-37-7474(あすなろ教室) FAX 0897-32-4822
TEL 0897-27-7904 TEL 0897-27-6843(校長) FAX 0897-27-6941
新居浜市教育委員会 TEL 0897-27-7904 FAX 0897-27-6941

教員研修

「ヤングケアラー」は皆さんの身近にいるかもしれません

「ヤングケアラー」とは
家庭にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア負担を引き受け、家事や家族の世話、介護、送迎などをサポートなどを行っている(8歳未満の子どもをいいます)。

子どもたちは、大切な家族の生活のために、
✓ 家事労働(料理・買い物・掃除洗濯など)
✓ 幼い兄弟姉妹の世話
✓ 家族の介護
✓ 生活のための就労や通訳 などを
『責任感』や『使命感』を負って支えています。

＜ヤングケアラーのイメージ＞(例)

一般社団法人えひめ権利擁護センター新居浜は、ヤングケアラーをはじめ困っている子どもたちとその家族を支援するため、新居浜市及び関係機関と連携して取り組んでいます。

【相談したいとき・悩んだときの連絡先】
TEL 0897-65-1571 新居浜市子育て支援課「ヤングケアラー相談」
TEL 0897-27-7904 新居浜市スクールソーシャルワーカー「ヤングケアラー支援員」

スクールソーシャルワーカー(SSW)は、困難を抱える児童生徒が置かれた環境(家庭、友人・友人等)へ働きかけたり、関係機関等と連携・連携を行い、学校の先生や教育委員会とは違う『福祉』の立場で、学校や関係機関と連携して、状況を改善するための支援を行う『福祉の専門家』です。

＜対応する事例の一例＞

- ① 発達障害(自閉症)
- ② 家庭環境(虐待、貧困)
- ③ 生活リズム(夜更かし)
- ④ 学校生活(いじめ、不登校)
- ⑤ 家族関係(親子関係)
- ⑥ 生活環境(住居、食生活)
- ⑦ 社会的スキル(コミュニケーション)
- ⑧ 学習困難(読字障害)
- ⑨ 身体的健康(アレルギー)
- ⑩ 精神的健康(不安障害)
- ⑪ 社会的孤立(交友関係)
- ⑫ 経済的困難(生活保護)
- ⑬ 法的権利(虐待防止)
- ⑭ 社会的資源(福祉サービス)
- ⑮ 文化的背景(言語・文化)
- ⑯ 身体的健康(発達障害)
- ⑰ 精神的健康(うつ病)
- ⑱ 社会的スキル(コミュニケーション)
- ⑲ 学習困難(読字障害)
- ⑳ 身体的健康(アレルギー)
- ㉑ 精神的健康(不安障害)
- ㉒ 社会的孤立(交友関係)
- ㉓ 経済的困難(生活保護)
- ㉔ 法的権利(虐待防止)
- ㉕ 社会的資源(福祉サービス)
- ㉖ 文化的背景(言語・文化)
- ㉗ 身体的健康(発達障害)
- ㉘ 精神的健康(うつ病)
- ㉙ 社会的スキル(コミュニケーション)
- ㉚ 学習困難(読字障害)
- ㉛ 身体的健康(アレルギー)
- ㉜ 精神的健康(不安障害)
- ㉝ 社会的孤立(交友関係)
- ㉞ 経済的困難(生活保護)
- ㉟ 法的権利(虐待防止)
- ㊱ 社会的資源(福祉サービス)
- ㊲ 文化的背景(言語・文化)
- ㊳ 身体的健康(発達障害)
- ㊴ 精神的健康(うつ病)
- ㊵ 社会的スキル(コミュニケーション)
- ㊶ 学習困難(読字障害)
- ㊷ 身体的健康(アレルギー)
- ㊸ 精神的健康(不安障害)
- ㊹ 社会的孤立(交友関係)
- ㊺ 経済的困難(生活保護)
- ㊻ 法的権利(虐待防止)
- ㊼ 社会的資源(福祉サービス)
- ㊽ 文化的背景(言語・文化)
- ㊾ 身体的健康(発達障害)
- ㊿ 精神的健康(うつ病)

新居浜市教育委員会には、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの相談窓口が設置されています。それぞれの役割は以下の通りです。

名称	スクールカウンセラー (SC)	スクールソーシャルワーカー (SSW)
役割	児童生徒の心理的・精神的苦痛を軽減し、学習意欲の向上を図る。	児童生徒の生活環境を整え、学習意欲の向上を図る。
対応する事例	いじめ、不登校、学習困難、発達障害、情緒不安定、自殺リスクの軽減。	家庭環境(虐待、貧困)、生活リズム(夜更かし)、学校生活(いじめ、不登校)、家族関係(親子関係)、生活環境(住居、食生活)、社会的スキル(コミュニケーション)、学習困難(読字障害)、身体的健康(アレルギー)、精神的健康(不安障害)、社会的孤立(交友関係)、経済的困難(生活保護)、法的権利(虐待防止)、社会的資源(福祉サービス)、文化的背景(言語・文化)。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

- **教職員向けにヤングケアラーに関する動画研修を提供**
令和4年夏に市内小中学校の教職員に対し、動画を使ったヤングケアラー支援研修を行った。動画では、気軽にスクールソーシャルワーカーに相談してほしいというメッセージも流した。
- **スクールソーシャルワーカーの活動の理解促進**
学校を訪問し、スクールソーシャルワーカーの活動の意義・内容等についての理解促進に努めてきた。一方、スクールソーシャルワーカーの存在意義をどこまで重要視しているかについては、学校により温度差があった。

(2)ヤングケアラーに関する相談・対応

- 市内の小中学校(計28校)を担当するスクールソーシャルワーカー8名(常勤2名、非常勤6名)を窓口、学校でヤングケアラーの疑いがある児童を発見する。
- 市子育て支援課及びえひめ権利擁護センター新居浜では、児童の変化に気づきやすくする工夫として「気になる子ども・保護者 チェックシート」を作成。学校を通じて市内小中学校の教職員にチェックシートを配布し、日頃児童に接する中から気になる子どもの状態をチェックしてもらい、スクールソーシャルワーカーに連絡してもらう仕組みの確立に努める。
- チェック項目に「ヤングケアラーに関する項目」も掲載し、教職員にチェックポイントを周知する。
- 相談ルートの入口をスクールソーシャルワーカーに限定せず、児童センター、子ども食堂、PTA役員、民生児童委員等の幅広いルートを確認。最終的にスクールソーシャルワーカーに情報をつなぐことを目指す。要対協からSSWに情報提供するケースも想定する。
- スクールソーシャルワーカーは「新居浜市スクールソーシャルワーカーアセスメントシ

ト」を用いて、相談内容や家庭内の状況等から、ヤングケアラーかどうかを総合的に判断する。また、支援計画表(短期・中期・長期・最終目標等を記載)を作成する。

(a) ヤングケアラーに関する相談(A):チェックシートの作成・配布

① 目標

- チェックシートにはきっかけづくりとしての役割を期待。教員が少しでも気になる点があればチェックしてもらい、スクールソーシャルワーカーや市子育て支援課につないでもらうことを目指している。

② 実施内容

- 令和4年夏に、ヤングケアラー発見のためのツールとしてチェックシートの version.1 を作成した。モデル事業開始後に、教員等による活用しやすさの向上に向け、教員の意見を踏まえた version.2 に改訂した。
- チェックシートはヤングケアラーに特化したものではなく、子どもの変化に気づくことを目的に作られている。貧困問題、学力低下等の児童も抽出することを狙っている。学校から本シートがスクールソーシャルワーカーに上がってくるのが第一歩と考える。
- チェックシートについては、校長会、教頭会、生徒指導会等で管理職に対して説明しており、各学校での伝達を依頼している(一般教員にどこまで認知されているかは不明)。また、マスコミ等を通じて、チェックシートの存在を広報している。
- 気になる生徒のチェックシート提出を希望する教員は、教頭・校長等にその旨を伝えた上で、スクールソーシャルワーカーにチェックシートを提出するステップをとるのが基本的な流れである。

図表 4-5 気になる子ども・保護者チェックシート version.2

【 小・中 学校】 記入者 () 記入日: 年 月 日	
気になる子ども・保護者 チェックシート <small>(新居浜市 Ver. 2)</small>	
(1) 基本内容・世帯の状況	
1 氏名・学年等	氏名 (年 生) 男・女 ()
2 保護者等	□父 □母 □祖父 □祖母 □その他()
3 きょうだい	人 ()
4 就労の状況	父: □就労(形態) □無職 □その他() 母: □就労(形態) □無職 □その他() その他: □就労(形態) □無職 □その他()
(2) チェックリスト	
主な傾向	
生活	<input type="checkbox"/> 衣服が清潔ではない。 <input type="checkbox"/> 季節や行事、サイズが合っていない服や靴を身に着けている。 <input type="checkbox"/> 服は清潔な服を着ているが、子どもの服には無頓着。 <input type="checkbox"/> 学校の持ち物が揃わない。集金が遅れている。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い。 <input type="checkbox"/> 標準より小柄である。体重減少がある。 <input type="checkbox"/> 病気やケガ、むし歯で医療機関の受診が必要だと思われるが受診していない。 <input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない。 <input type="checkbox"/> お腹を空かせ、「朝食を食べていない」「家に食べるものがない」と言う。 <input type="checkbox"/> 弁当が必要な場合、持参しない、または欠席する。 <input type="checkbox"/> 家庭での食事の栄養バランスが偏っている様子があがる。 <input type="checkbox"/> 昼夜逆転した生活をしている。
身体	<input type="checkbox"/> 整容ができていない。 <input type="checkbox"/> 体が汚れている。体臭等のおいが気になる。 <input type="checkbox"/> 長期休暇(夏休みなど)明けに体重の変動が大きい。
態度	<input type="checkbox"/> 顔色が良くない。 <input type="checkbox"/> 授業中に寝ていることが多い。日常的に眠そう。 <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多い。
表情	<input type="checkbox"/> 表情が乏しい。無気力である。覇気がない。 <input type="checkbox"/> 自分の欲求や要求を強く出さずに諦める。 <input type="checkbox"/> 自己否定の言葉が見られる。(傷が深い、いない方がいい、など)
学習	<input type="checkbox"/> 普段の学習や進学、将来などについて悩んでいる。 <input type="checkbox"/> 落ち着きがない。
行動	<input type="checkbox"/> 友達や先生に対し攻撃的・暴力的な言動がある。 <input type="checkbox"/> 必要以上に大人に甘える。 <input type="checkbox"/> 他人の持ち物への興味が強い。 <input type="checkbox"/> 食後の時間がバラバラである。 <input type="checkbox"/> 家に帰りがたらない。家の話をしたがる。
	<input type="checkbox"/> 宿題ができていない。 <input type="checkbox"/> 学校行事への参加をしない。 <input type="checkbox"/> 適量を超えて給食を何杯もお代わりをする。 <input type="checkbox"/> 友だちの輪に入ることが少ない。 <input type="checkbox"/> 夜間、自宅以外で過ごしている。または、そこから通学している。 <input type="checkbox"/> 友達とまで、自宅外で遊んでいる。 <input type="checkbox"/> コンビニ等の店先や、長期休暇中などに児童館等に長時間いる。

【 小・中 学校】 記入者 () 記入日: 年 月 日	
気になる子ども・保護者 チェックシート <small>(新居浜市 Ver. 2)</small>	
主な傾向	
保護者	<input type="checkbox"/> 連絡を取ることが困難である。 <small>(電話に出ない、電話を止められている。居場所がわからない。)</small> <input type="checkbox"/> 家庭訪問を嫌がる。 <input type="checkbox"/> コミュニケーションに違和感がある。 <input type="checkbox"/> 保護者に精神疾患や障害がある。(障害等:) <input type="checkbox"/> 外国籍の保護者で日本語でのやりとりが困難。(母国語:) <input type="checkbox"/> 子どもへの養育に拒否的で無関心である。 <input type="checkbox"/> 子どもへのしつけが厳しすぎる、または子どもに対する言葉遣いが悪い。 <input type="checkbox"/> 育児や家事が辛そうである。 <input type="checkbox"/> 家に不在のことが多い。 <input type="checkbox"/> 不規則な生活をしている。 <input type="checkbox"/> 勤務が不規則、早朝や夜間等である。 <input type="checkbox"/> 学校、保護者間、親族、地域との交流がなく孤立している。コミュニティに入っていない。 <input type="checkbox"/> 親族が協力的ではない。
<input type="checkbox"/> (小学生) 連絡帳に保護者のサインがない。 <input type="checkbox"/> (小学生) 子どもを置いてまま長時間外出する。 <input type="checkbox"/> (小学生) 休日に子どもと出かけることが少ない。	
(ヤングケアラーに関する項目)	
ヤングケアラー	<input type="checkbox"/> 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。 <input type="checkbox"/> 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。 <input type="checkbox"/> 障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている。 <input type="checkbox"/> 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。 <input type="checkbox"/> 日本語が第一言語でないため家族や障がいのある家族のための通訳をしている。 <input type="checkbox"/> 家計を支えるために労働をしていて、障がいや病気の家族を助けている。 <input type="checkbox"/> アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。 <input type="checkbox"/> がん・難病・精神疾患などの慢性的な病気の家族の看病をしている。 <input type="checkbox"/> 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。 <input type="checkbox"/> 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。
<small>©一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」</small>	
<small>新居浜市には8人のスクールソーシャルワーカー(SSW)がいます。 スクールソーシャルワーカー(SSW)は、子供が置かれた環境(家庭・友人関係等)への働きかけを行い、必要に応じて、児童や福祉などの関係機関と連携しながら、子供が置かれた状況の改善に取り組みます。</small>	
【相談したとき・悩んだときの連絡先】	教育委員会 子育て支援課 ☎ 0897-65-1571 新居浜市子育て支援課 ☎ 0897-71-7804 新居浜市スクールソーシャルワーカー

③ 効果・課題

- チェックシートを活用して、スクールソーシャルワーカーに情報が上がってきたケースはない(スクールソーシャルワーカーによる学校訪問時に、チェックシートを用いたやり取りが行われるケースは、現時点でみられない)。教員や学校で抱え込まなくてよいとのメッセージを含んでいるが、なかなか理解が進まず、活用されていない現状がある。
- 一方、スクールソーシャルワーカーが学校訪問した際に、教員から口頭で相談を受けることは増えており(チェックシートは活用せず)、チェックシートよりも詳細な情報が入手できている。ただし、これらの相談は、明らかにヤングケアラー等と判断できる児童についてとなっており、ヤングケアラーか判断がつきにくい児童については情報が寄せられていない。チェックシートはヤングケアラーかの判断が難しい水面下にいる児童を見つけるために活用されるとよい。
- 確証が持てないケースはなかなか情報が入ってこない。気になる程度でもスクールソーシャルワーカーに情報提供がなされるよう、継続的な教職員等への働きかけが必要である。
- チェックシートの活用促進は課題ではあるが、教員に対してチェックポイントを提示する役割は果たしている。

④ 今後の方向性

- チェックシートを、児童の変化に気づくためのツールとして利用してもらいたい。節目で取り組んでもらえるよう、学校に引き続き働きかけていく。

- チェックシートの活用促進に向け、模擬ケースを用いながら、実際にチェックシートに記入してもらう等の教員研修の実施も検討していく。

(b) ヤングケアラーに関する相談(B):スクールソーシャルワーカー等による学校の巡回訪問

① 目標

- 長期的に事業を継続していく観点から、学校からスクールソーシャルワーカーに対し、ヤングケアラーを含む気になる児童の情報を上げてもらうフローを、人事等に依存しない「仕組み」として定着させたい。

② 実施内容

- 市内にある小学校 16 校、中学校 12 校に対し、スクールソーシャルワーカー 8 名、市子育て支援課 4 名(可能な限り同行)で定期的に訪問を実施している。場合によって児童相談所も同行する。
- スクールソーシャルワーカーのうち、常勤は 2 名(1 名は社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士・主任介護支援専門員、もう 1 名は社会福祉主事)。非常勤は 6 名(全員社会福祉士の資格所持者。個々の相談員では、看護師・精神保健福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等の資格を有している)。
- 職員採用時には、本モデル事業に関心があるだけでの採用とはせずに、児童福祉領域に関する専門的な資格の有無や、これまでの経験実績を十分に考慮した。また、大学でスクールソーシャルワーカーに関する研修を履修している新卒者の採用も図った。
- 本モデル事業により、常勤 2 名体制が整ったため、令和 5 年度より全学校への訪問を開始した。
- 大規模校は月 1 回、1~2 時間程度の訪問となる。
- 基本的には校長による対応となるが、夏休み等を利用して、生徒指導、担任が参加する場合もある。定期訪問時は校長が把握している生徒の相談が多い。
- スクールソーシャルワーカーによる巡回訪問等をきっかけに、令和 5 年 4~6 月にスクールソーシャルワーカーに寄せられた相談件数は延べ 366 件、実数で 211 件(ヤングケアラーに限定しない、気になる児童数。不登校児が多数。同一児童について複数回の情報提供があった場合も 1 件として計上)。4 月から全校巡回を開始したことで、劇的に増加した。

図表 4-6 スクールソーシャルワーカーへの相談件数

		モデル事業開始後 (R5.4～R5.6)
スクールソーシャルワーカーへの相談件数		366件 ※
うち、ヤングケアラー関連の相談		81件
うち、学校からの相談		81件

※相談に対応した支援者の数で算出した場合：642件

③ 効果・課題

- モデル事業により、スクールソーシャルワーカーの常勤配置が可能となった。また、高校にもスクールソーシャルワーカーを配置できるようになった。
- 学校差はあるものの、スクールソーシャルワーカー巡回のたびに、教員の気づきが大きくなっている実感が得られている。
- 最初は教員が情報を上げにくい雰囲気も感じられたが、管理者の意識変化と共に、積極的に情報を出していこうとする学校もみられるようになっている。
- 最初は話したがらなかった児童も、月を重ねることで気持ちに変化が生まれ、教員に相談できるようになってくる等、手応えを感じる学校もある。
- どこからがヤングケアラーなのか明確な基準がないと、教員はチェックシートの活用等が難しいのかもしれないが、気になる時点でスクールソーシャルワーカーを活用してつなげてもらえるといい。
- きょうだいでヤングケアラーの場合、小学校に通う下の子はヤングケアラーと把握されても、中学校に通う上の子は把握されていないケースがみられる。スクールソーシャルワーカーが間に入ることにより、小中学校間での情報共有がなされ、気が付けなかったケースにも対応ができるようになってきた。
- スクールソーシャルワーカーの定期訪問時に相談ケースがない学校もある。チェックシートを活用して、相談が上がってくるようになるとよいが、多忙を極める教職員の業務量をこれ以上増やしたくないという思いを持つ学校も存在する。
- 本モデル事業により、常勤スクールソーシャルワーカー2名体制となったことで、関係機関とタイムラグの少ない情報共有ができるようになった。一方で、市内の学校数(児童数)を考えるとそれでも十分な人員配置とは言えない。
- 中学校卒業後は、通信制、定時制高校に進学した児童であれば継続的に状況を把握できるが、全日制高校(県立高校)に進学した場合は難しく、高校側からも情報が上がってこない。一方、高専からは情報が上がってくる。
- そのような状況下で、市が各高校に直接連絡をして、事情を説明している。

④ 今後の方向性

- 公立校では定期的に異動があるため、校長の交替が学校の取り組み姿勢にも影響してくる。上層部の人事異動に左右されない仕組みづくりが必要である。

- 一方、定期的な異動を契機に、スクールソーシャルワーカーの存在意義を感じた教員が異動先でその重要性を広め、裾野を広げてくれることを期待する。
- チェックシートを提示したが、学校側のアクションがない中で、「気になる児童がいたら教えてください」といった待ちの姿勢ではなく、学期末の保護者面談時に各担任にチェックシートの利用を提案する等、支援側から仕掛けていくことも検討されている。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

- スクールソーシャルワーカーによる学校の巡回
 スクールソーシャルワーカーによる学校巡回活動は平成 28 年度から実施しており、当初はスクールソーシャルワーカー 2 名で実施していた。本モデル事業開始前は常勤のスクールソーシャルワーカーが少なかったため、市内 28 校の小中学校への訪問は難しい状況だった。
- チェックシートの作成・配布
 「気になる子ども・保護者 チェックシート」の第一案を作成。令和 4 年夏に、市内の小中学校教職員に対し、動画研修を実施したうえで、配布した(学校側からチェックシートはあまり上がってこなかった)。

(3)自治体に寄せられる報告の状況

- 上述のように、令和 5 年 4~6 月にスクールソーシャルワーカーを通じて自治体に報告された気になる児童数は 211 件(同一児童について複数回の情報提供があった場合も 1 件として計上)。そのうち、ヤングケアラーと判断した児童数は 41 人(スクールソーシャルワーカー訪問時に学校側からヤングケアラーかもしれないと話題に出た児童の数。疑いを含む)。
- 一方で、要対協に登録したケースはまだない(要対協登録は、年 4 回開催の実務者会議にて実施。令和 5 年 6 月の実務者会議では新規登録はなかった)。次回 10 月の開催時に一定数が登録される見込み。
- ヤングケアラーの分類内訳としては、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」、「日本語が第一言語ではない家族や障がいのある家族のために通訳をしている」が多くなっている(モデル事業実施前の状況は把握不能)。

図表 4-7 自治体に報告された児童数

	モデル事業開始後 (R5.4～R5.6)
自治体に報告された児童数	211 人
うち、ヤングケアラーと判断した児童数 ¹¹	41 人
うち、要対協に登録した児童数	0 人

図表 4-8 ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

	ヤングケアラー と 判断した児童数	要対協に 登録した児童数
 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	4 人	0 人
 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	16 人	0 人
 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	3 人	0 人
 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	8 人	0 人
 日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	7 人	0 人
 家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	5 人	0 人
 アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している		
 がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	1 人	0 人
 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	1 人	0 人
 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている		

(4)まとめ：“見つける”活動全般に関する状況

- “見つける”活動がうまくいっている点として、本モデル事業開始前には行えていなかった、市内 28 校の小中学校に対してスクールソーシャルワーカーが、市子育て支援課の担当者とともに定期巡回訪問をすることで、学校側からの気になる児童の情報が、以前

¹¹ 新居浜市では、「ヤングケアラーの疑いを含む児童数」(41 人)を算出している。

と比較して抵抗感なく提供されているようになったことが挙げられる。

- 一方、うまくいっていない点としては、教員の主観・感覚に頼ることなく客観的に、気になる児童を把握するためにチェックシートの活用と情報共有を図っているが、学校側では十分に活用されていない状況が挙げられる。

4-2-2 「つなげる」-初期の活動状況

(1) 関係機関との連携

- ヤングケアラーと判断する児童は、要保護児童等として要対協に登録することで、支援に向けての情報蓄積や情報共有が可能となる。要対協登録者リストの項目に、特定妊婦、要支援児童、要保護児童に加えて、「ヤングケアラー」の項目を新設した。
- 要対協に登録することによって、多方面からの情報収集ができる環境を整えたうえで、対応を行っていく。
- 適切なタイミングで個別ケース検討会議や対策会議を開き、スクールソーシャルワーカーのアセスメント情報を踏まえ、情報共有・支援方法の検討等を行う(市子育て支援課、児相、学校、病院等が参加)。それらの情報は年4回開催される実務者会議(スクールソーシャルワーカーを含む15名程度が参加)に上げられ、関係機関へ報告される。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

- 要対協へのヤングケアラーの登録

要対協への登録ケース数は180~190名程度で、ヤングケアラーは令和4年度で9世帯であった(不登校者にスクールソーシャルワーカーが関わっていく中で、ヤングケアラーに定義されるだろうと判断した数)。日本ケアラー連盟のヤングケアラーの定義10項目以外にも、自営業の手伝いをしていて学校に行けない児童も含まれていた。

- 要対協におけるヤングケアラーの情報の共有

以前から、要対協の実務者会議にスクールソーシャルワーカーが1名参加し、ヤングケアラーが疑われる児童の情報共有・支援検討を行っていた。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

● ヤングケアラーの早期発見・早期支援に向けた体制整備

モデル事業開始前から、上記の体制が構想されていた。一方で、SSWR のマンパワー不足(人数、常勤等)、関係機関への周知・研修不足等の要因により、十分な体制整備には至っていなかった。

なお、要対協への参加機関は下記のとおり。

図表 4-9 要対協参加機関

国又は地方公共団体の機関	愛媛県新居浜警察署(生活安全課)、愛媛県東予子ども・女性支援センター(児童相談所)、愛媛県西条保健所、愛媛県東予地方局 健康福祉環境部 健康増進課、松山地方法務局西条支局、新居浜市教育委員会(事務局 学校教育課/発達支援課)、新居浜市 市民環境部 男女参画・市民相談課(DV 相談関係)、新居浜市 福祉部 保健センター/子ども局 子育て支援課、西条人権擁護委員協議会、新居浜市民生児童委員協議会 新居浜市福祉事務所
法人	一般社団法人新居浜市医師会、新居浜市歯科医師会、新居浜市公私立幼稚園協会、新居浜市保育協議会、えひめ権利擁護センター新居浜(スクールソーシャルワーカー)

(a) 実施内容

- 要対協の実務者会議(スクールソーシャルワーカーを含む 15 名程度が参加)には、以前からスクールソーシャルワーカー1 名が参加しているが、本モデル事業開始後に 2 名に増員している。
- 新居浜市では要対協の登録リストにおいて、要保護児童、要支援児童、特定妊婦に加えて、ヤングケアラーという項目を設けている。ヤングケアラーの疑いがある児童については、まずは登録し、多方面からの情報収集・情報共有ができる環境を整えた上で、支援の必要がなければすぐに外す方針をとり、支援機会の逸失がないように努めている。
- 個別ケース検討会議や対策会議を行い、ヤングケアラーの分類(貧困、介護、障害等)を行い、関係機関で対応がなされれば、次回の実務者会議に報告を行う。
- 個別ケース検討会議には、スクールソーシャルワーカー、市子育て支援課は毎回参加するが、対象児童に応じて参加する機関(学校関係者、児童相談所等)は異なる。親・児童に支援が必要であれば、福祉関係機関、介護事業所、ケアマネージャー、子ども食堂等がメンバーに加わる。場合により、児童相談所、障害者相談支援事業所へ参加依頼がなされる。
- スクールソーシャルワーカーが把握していて、市子育て支援課が把握していないケース(要対協未登録ケース)があることが課題であったため、スクールソーシャルワーカーと同課で関わりのある児童のリストを共有できるように努めている。

(b) 効果・課題

- モデル事業前から、関係機関間の連携は図れていたため、この点について不安は感じていない。
- スクールソーシャルワーカーからのリスト提供により、市子育て支援課が把握していなかった児童が把握できるようになった。市子育て支援課はこれまで児童虐待の対応を中心に、学校・保育園・病院・警察等から情報提供があれば、データを登録し、必要に応じて要対協に登録してきたが、児童虐待にまで達しないレベル(困っている等)の児童についても、把握、データ登録ができるようになった。

(c) 今後の方向性

- 貧困家庭等を見つけるためには子ども食堂を活用した情報収集が重要となってくる。現在、社会福祉協議会で子ども食堂 11 団体をとりまとめているが、新年度から子ども食堂のメンバーを要対協に加え、さらなる連携拡充に努めている。

(2)まとめ：“つなげる”活動全般に関する状況

- “つなげる”活動がうまくいっている点として、スクールソーシャルワーカーと市子育て支援課の情報共有が容易になり、要対協に登録するか否かの判断がスムーズにできるようになったこと、要対協に登録することで他機関との連携が容易になったこと等が挙げられる。
- 一方、うまくいっていない点としては、関係機関での情報共有はできても、支援につなげるための社会資源がない／不足していること、社会資源があったときに児童に紹介することはできても、対象児童からの訴えがなければ支援につなぐことは困難であること等が挙げられる。

4-2-3 「支援する」-初期の活動状況

児童、家族に支援が必要となれば、要対協メンバーである、福祉関係機関、障害者事業所、介護事業所、ケアマネージャー等が支援を担う。

【参考：モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

- ヤングケアラーと認識し、支援している児童は約 10 名
ヤングケアラーと認識して支援している約 10 名は、本モデル事業以前から、スクールソーシャルワーカーの日々の活動の中で見つけ、小さい頃から関係性を築いてきた児童である。そのうち、学校からの情報提供により関わり始めたのは 1 名。特別支援学校に通う児童で、要対協登録もされおり、介護のために学校を休んでいたため、介護保険につなぐ等の支援を実施してきた。

(1) 支援計画の作成

- モデル事業開始後、令和5年6月までの約6カ月間において、ヤングケアラー児童に関する支援計画を作成した件数はまだない。
- 一方、カンファレンスの記録をするカンファレンスシートの様式をバージョンアップし、短期的な支援目標や、課題に沿った役割分担の欄を追加。具体的な支援方法や役割、担当機関を明記するようし、支援計画を意識できる内容に変更している。

(2) 支援の提供

(a) 支援対象となる児童および家族とのコミュニケーション状況

- 支援対象となる児童と話ができているかについては、ヤングケアラー疑いの児童41人のうち16人と4割程度となっている。その理由としては、対象児童が家庭のことを話さない／話したがらずに、「大丈夫」、「普通」等と答えることが挙げられる。心的ストレスに個人差があり、感覚に踏み込めないことが、状況を一層難しくしているとの指摘もある。
- 支援対象となる児童の家族と話ができているかについては、ヤングケアラー疑いの児童41人のうち9人と2割程度となっている。その理由としては、学校からスクールソーシャルワーカーを紹介してもらっても、家族が希望せずに、面談等の機会・タイミングを逸してしまうこと等が挙げられた。

(b) 支援実施状況

- モデル事業開始後にヤングケアラー疑いの児童41人のうち、介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っている児童は10人、具体的なサポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守ったりしている児童は4人、残りの27人は情報共有のみとなっている。
- 介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っているケース：定期的に家庭を訪問し、本人の思いを聞き取っている。また、家族から相談があった場合にも訪問して対応。支援会議を開催し、随時モニタリングを実施している。外国籍の保護者に対しては、諸手続のサポートや通訳支援を行っている。
- 具体的なサポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守ったりしているケース：学校訪問において、学校から心配な状況を聞き取った場合に、家族やきょうだいのいる学校と連絡を取り、その結果を報告している。また、本人・家族への訪問・面談は行っていないが、学校と連絡を取り合い、連携方法を確認している。
- 高校生に対する支援：高校生に対しては、各校の進路指導の先生と連携を取りながら、奨学金制度の紹介、自立支援ホームの紹介等、福祉制度を使った自立支援等を行っている。家庭の状況で将来を諦めている児童もいるため、一緒に将来のことについて考える等の伴走支援を行っている。

(c) 効果・課題

- 虐待以外の場合、市は当事者からの訴え、学校からの紹介がないと家庭に訪問できな

い。また、訪問したとしても、当事者や学校との関係性が良好でないと拒否されてしまう。

- きっかけが必要であり、きっかけがあれば支援やサービスの紹介ができる。児童が相談に来ることがきっかけにはなるが、児童から話を聞いたと言って家庭訪問をした場合、親の心証が悪くなり、うまくいかないこともある。学校等が面談で児童本人や保護者に市を紹介してくれるパターンが理想である。

(d) 必要な支援・サービス

- オンラインサロン(気軽に集える場所・同じ悩みを共有できる場所)、SNS を活用した相談窓口、介護保険や障害福祉サービスとのつなぎをスムーズに行うためのしくみ等が必要とされている。

(3)まとめ：“支援する”活動全般に関する状況

- “支援する”活動がうまくいっている点として、学校巡回訪問を繰り返すことで、学校の教員、スクールソーシャルワーカー、市子育て支援課が「顔の見える関係」となり、スムーズにやり取りができるようになってきていること、学校訪問時に管理者だけでなく学級担任の参加が増え、ヤングケアラー支援について意識共有をする時間が持てていること等が挙げられる。
- 一方、うまくいっていない点としては、児童の声を拾うネットワークが不足していること、安心して本音を吐き出せる居場所がないこと、ヤングケアラーが疑われる児童がいても容易には次のステップに進めないこと等が挙げられる。

4-3 これまでの活動に関する自治体の振り返り

【モデル事業により、高校生も支援対象とできるようになった】

- 子どもが「うちの状況は他の家庭と違う」と明確に認識するのは高校生ぐらいからで、中学生くらいまでは自覚しにくい。
- 本モデル事業以前は市の予算でスクールソーシャルワーカー活動を行っていたため、小中学校までの支援にとどまっていたが、本モデル事業により小中学校の卒業生も対象とできる(高校入学後も継続して支援を行える)ようになった。特に通信制、定時制の高校に定期訪問を行っている。

4-4 有識者によるコメント・期待

※成果検証項目の検討にあたり協力いただいた有識者3名(第2章参照)による、本事業に対するコメントは以下の通り。

- 教職員に配布するチェックシートが課題とのことだが、ヤングケアラーに特化せず、困難を抱える家庭をターゲットとしている点は非常によい。また、市子育て支援課、子どもセンター、子ども食堂等、地域に溶け込んでいる社会資源とつながれるようになっていることは、子どもにとっては大事なことで、親しんでいる人に話を聞いてもらえることは、子どもにとって有益である。
- 多角的な視点で、教員自身がヤングケアラーについて十分に理解をしていないとスクールソーシャルワーカーへの相談に結びつかない。チェック項目に該当する子どもだけをつなぐということではなく、ヤングケアラーについての十分な理解が教員全体に必要である。
- チェックシートを通じて、このような子どもの様子は要注意だといった見るべき視点を提示することは有効であり、教員の意識醸成にもつながる。
- チェックシートに「ヤングケアラーに関する項目」が設けられているが、家庭の中が見えないと回答できないものとなっている。学校生活の様子からは見えないが、実はヤングケアラーが疑われるという子どもを発見できるようなツールができるとよい。
- チェックシートで把握することは重要だが、外から見てわかりにくい子もいる。外では悟られたくなくて元気にふるまう子、学校が居場所になっていて学校が楽しい子もいる。こうした子どもたちは見逃されて潜在化してしまう可能性もあり、課題と感じた。
- 過去のアンケート事例(対象:教員や市区町村)では、学校生活は問題ないが、ヤングケアラーだったという子どもが1割程度みられた。チェック項目に該当しなくても、ヤングケアラーの子どもは存在するという認識が必要である。
- 多忙な教員が、日常業務の中で、チェックシートで子どもの状態を把握すること自体、負担が大きいのではないか。保健室で養護教員に日々のことを吐露することも多いため、そのような会話から発見につながる可能性がある。保健室もカギになるのではないか。
- (現在、小中学校のみとのことだが)チェックシートの取り組みは高校でもぜひ行っていただきたい。
- 学校の立場でスクールソーシャルワーカーがヤングケアラーの支援計画を作るというのもよいと思う。

4-5 関連情報・データ(モデル事業前／初期活動)

図表 4-10 新居浜市の状況(モデル事業前／初期活動)

分野	項目	モデル事業前の状況 (対象期間:R4.4～R5.3の12カ月間)	初期活動の状況 (対象期間:R5.4～R5.6の3カ月間)	
見つける	研修会の実施状況	対象者	● 市内小中学校の教職員	
		実施内容	● ヤングケアラー支援研修(動画)	
		実施回数	● 1回(R4夏)	
	相談窓口の設置・運営状況	窓口形態	● スクールソーシャルワーカーによる学校定期訪問	● スクールソーシャルワーカーによる学校定期訪問
		運営主体・設置場所	● えひめ権利擁護センター新居浜	● えひめ権利擁護センター新居浜
		運営体制	● スクールソーシャルワーカー2人(非常勤)	● スクールソーシャルワーカー8人(常勤2人)
		相談件数・相談ルート	● 算出困難	● 366件(気になる子どもへの相談に対応した延べ件数) ※相談に対応した支援者の数で算出した場合:642件 うち、ヤングケアラー関連の相談:81件 ● 【スクールソーシャルワーカーに寄せられたヤングケアラー疑い相談ルート】 ● 本人:0件 ● 家族・親族:0件 ● 教育関係機関:81件 ● 児童福祉関係機関:0件

				<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉関係機関(生活福祉・障害福祉・高齢者福祉):0件 ● 保健医療関係機関:0件 ● 地域の施設・地域関係者等:0件
自治体に 寄せられる 報告の状況	気になる児童数	● 134人	● 211人	
	うち、ヤングケアラー疑いの児童数	● 17人/134人	● 41人/211人	
	うち、スクールソーシャルワーカーから寄せられたヤングケアラー疑いの児童数	● 12人/134人	● 41人/41人	
	ヤングケアラーと判断した児童数	● 算出困難	● 算出困難(「ヤングケアラーと判断した児童数」ではなく、「ヤングケアラー疑いの児童数」を把握。以下、後者の数値を掲載)	
	ヤングケアラーと判断した児童の分類(上位3つ)	● 不明	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼いきょうだいの世話 ● 目を離せない家族の見守り・声かけ等 ● 日本語が母語でない家族/障がいのある家族の通訳 ● (※ヤングケアラー疑いの児童の分類) 	

つなげる	連携してヤングケアラー支援に対応する会議体(要対協等)への登録状況	ヤングケアラーと判断した要対協登録児童数	● 算出困難	● 0人/41人(R5.10に一定数が登録される見込み)
		要対協に登録したヤングケアラー児童の分類(上位3つ)	● 算出困難	● 未登録
	会議体(要対協等)への参加状況		● 図表 3-14 参照	● 左記では、スクールソーシャルワーカー1名が実務者会議に参加していたが、スクールソーシャルワーカー2名が参加。
	会議体での情報共有状況		● スクールソーシャルワーカー、市子育て支援課、その他家庭にかかわっている関係機関。	● 左記と同様。
	つなげる活動全般		● 実務者会議において、ヤングケアラー疑いの児童の情報共有・支援検討を実施。	● スクールソーシャルワーカーと市子育て支援課の情報共有が容易になり、要対協登録要否の判断がスムーズになった。 ● 要対協に登録することで、他機関連携が容易になった(要対協登録者リスト項目に「ヤングケアラー」を追加)。
支援する	支援計画の作成状況	ヤングケアラー児童に関する支援計画作成件数	● 算出困難	● 0件/41件
	各ケースの状況	支援対象児童と話ができているか	● 13人/17人	● 16人/41件

	支援対象家族と 話ができている か	● 8人／17人	● 9人／41件
継続的につな がっているケー スの状況	支援児童数	● 算出困難	● 4人／41人
	支援状況	● ヤングケアラーとの視点ではなく、生 活課題を抱えている児童との視点で の対応が多かった。 ● 高校入学後、つながりが持ちづらかつ た。	● 学校から心配な状況を聞き取った際に訪問等を実施。 ● 高校入学後も継続的な支援が可能に。
支援を行えたケ ースの状況	支援児童数	● 算出困難	● 10人／41人
	支援状況	● ヤングケアラーとの視点ではなく、生 活課題を抱えている児童との視点で の対応が多かった。	● 定期的に家庭を訪問し対象児童の思いを聞き取っている。 ● 外国籍の保護者に対し諸手続きのサポート、通訳支援を実 施。

5【東京都府中市】 取り組み状況調査

(人口:259,924人 12、年少人口:32,557人 13、面積:29.43km²)

5-1 取り組み概要

5-1-1 モデル事業 実施体制

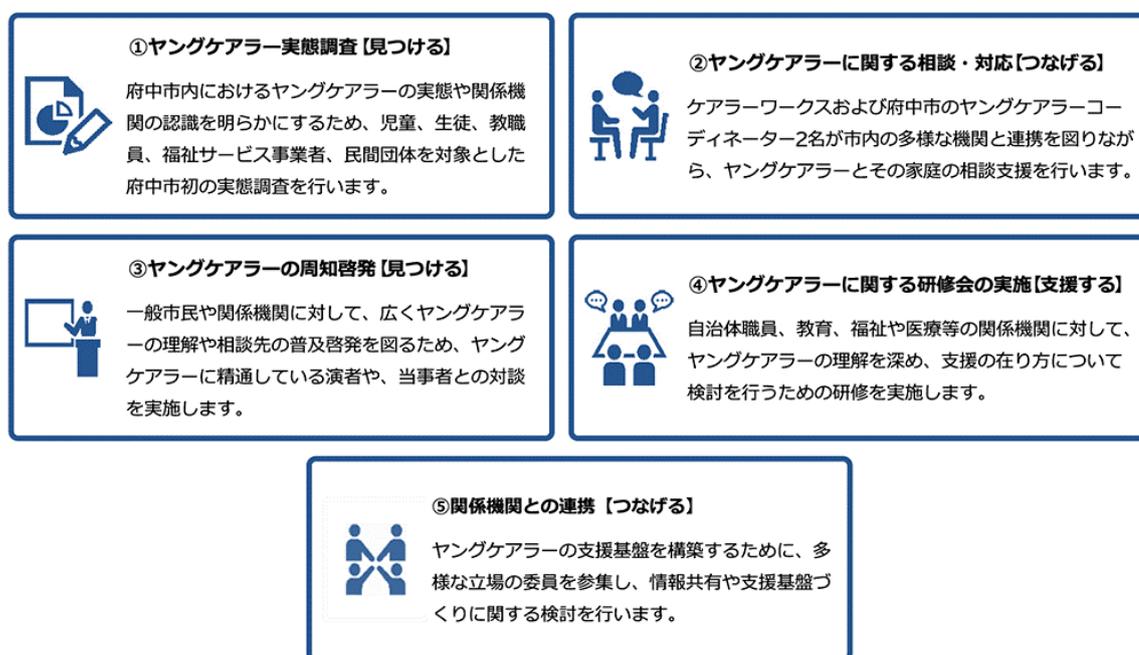
(1)事業概要

事業名:府中市ヤングケアラープロジェクト

支援対象団体名:一般社団法人ケアラーワークス

事業概要:ケアラーワークス、府中市子ども家庭支援課(子育て世代包括支援センター「みらい」)、関係機関等が連携をしながら、ヤングケアラーの発見、相談、支援を実施していく。

図表 5-1 モデル事業概要図



資料:ケアラーワークス提供

¹² 令和5年1月1日時点。

(<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t132063d0000000002/resource/da615bd5-c969-407e-9c5b-1fb752a648cd>)

¹³ 令和5年1月1日時点。

(<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t132063d0000000002/resource/da615bd5-c969-407e-9c5b-1fb752a648cd>)

(2)支援方針(支援対象者の設定・定義)

- 一般社団法人日本ケアラー連盟の定義により、支援するヤングケアラーを「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものこと」としている。
- また、18歳を過ぎてもケアが続くことがあるため、年齢にかかわらず、「若者ケアラー」についてもケアラーを支える仕組みが必要であることを、パンフレット等で表明している。

(3)支援体制(図表 5-1 参照)

- 市子育て世代包括支援センターとケアラーワークスが中心となって「府中市ヤングケアラープロジェクト」を推進する。
- ヤングケアラー支援の専門機関であるケアラーワークスが参加することで、専門的知見を得ながら、ヤングケアラーを見つけ、つなぎ、支援する体制を整備する。ケアラーワークスとしても、これまではオンラインでの相談活動(ピアサポート)を中心に活動してきたが、本モデル事業により具体的支援活動に取り組めるようになる。
- ケアラーワークスと市子育て世代包括支援センターにヤングケアラーのための相談窓口を設置し、ヤングケアラーコーディネーターを配置することで、双方で連携しながら対応する体制を構築する。
- ヤングケアラー支援に関する体制整備、サービス創出・拡充を目的に、「府中市ヤングケアラーネットワーク会議」を設置し、委員についてはヤングケアラーに関する学識経験者、市関係課、福祉・教育・民間団体等から選出する。

5-1-2 ヤングケアラー支援を取り巻くモデル事業開始前の状況

(1)日本ケアラー連盟の定義を参考にヤングケアラー支援対象を設定

日本ケアラー連盟の定義に基づき、支援対象となるヤングケアラーを設定してきている。一方、モデル事業開始前においては、実務上は、ネグレクト等の虐待や養育困難家庭を把握する中で、ヤングケアラーのケースを見つけてきた。

(2)市子育て世代包括支援センターや要対協を核とした体制

学校・関係機関で把握したヤングケアラーと思われる児童については市子育て世代包括支援センターに連絡が入ると、要保護児童・要支援児童として要対協に登録し、支援を検討・実施する体制をとってきた。

(3)ヤングケアラー支援を取り巻くこれまでの課題

- 令和4年度に、東京都のヤングケアラー支援に関するちらしやポスターを、コミュニティバスや市内小中高校、福祉まつりにて配布・掲示してきたが、ヤングケアラーに関する認知度がまだ低いことが課題であった。
- 令和5年2月に「ヤングケアラー支援を考える～気づき・見守り・つなぐために～」をテ

ーマとして、関係機関向けの研修会を開催したが、学校関係者の参加は少なかった。

- これまでのヤングケアラー支援としては、要保護児童対策地域協議会(要対協)においてネグレクト等の虐待や養育困難家庭を把握する中で、結果としてヤングケアラーを把握し、支援してきた。
- 市子育て世代包括支援センターでは、「子どもと家庭の総合相談」として18歳までの子どもや家庭に関する相談窓口を設置し、困難を抱える子どもや家族等に関するあらゆる相談に対応しているが、ヤングケアラーに重点を置いた窓口とはしていないため、ヤングケアラー本人や関係機関等からつながりにくい状況があった。
- ヤングケアラーの発見・支援においては、ヤングケアラーとその家族全体をみる視点が重要であるが、各関係機関はそれぞれの支援対象者に焦点を当てがちで、家族全体の視点が欠けることがあった。一方で、ヤングケアラー支援の専門家は少なく、ヤングケアラー支援に関して専門的見地からアドバイスを得る機会は限られていた。

図表 5-2 事業工程別、これまでの状況・課題

工程	状況・課題
見つける	<ul style="list-style-type: none"> ● モデル事業開始前は、要対協にて、ネグレクト等の虐待の通告や養育困難家庭としてヤングケアラーのケースを把握してきた。 ● 一方で、ヤングケアラーという視点で対象児童・家庭を発見することが課題であった。
つなげる	<ul style="list-style-type: none"> ● モデル事業開始前は、ケースを把握した学校や関係機関(障害者・高齢者支援機関等)から市子育て世代包括支援センターへつなげていた。 ● 一方で、ヤングケアラー等が、気軽に相談できる窓口は少なかった。
支援する	<ul style="list-style-type: none"> ● モデル事業開始前は、要対協で個別ケース検討会議を実施し、関係機関との情報共有、役割分担を実施し、サービスにつなげる等支援してきた。 ● 一方で、ヤングケアラー支援の専門家は少なく、ヤングケアラー支援に関する専門的見地からアドバイスを得る機会は限られていた。

5-1-3 モデル事業の目的・期待効果

(1)目的・目標

- 家族のケアを担っている児童や若者、ケアを必要としている家族が「話をしてよかった」と安心してもらえるように、当事者の想いに寄り添い、声に耳を傾けていく。
- 多様な立場の人や地域の支援団体がともにスクラムを組み、一丸となって、ケアラーにやさしく、より魅力的で暮らしやすい府中市になることを目指す。
- 市と日本財団で協定を締結・実施する「ヤングケアラーとその家族に対する包括的支援推進自治体モデル事業」の中で、「府中市ヤングケアラープロジェクト」を立ち上げ、市と、ヤングケアラー支援の専門機関である一般社団法人ケアラーワークスが協働して、ヤ

ングケアラー支援を進める。

- 実態調査：市におけるヤングケアラーの実態や支援関係機関の認識を明らかにするため児童・生徒、教員、福祉や介護のサービス事業者等を対象に実態調査を行う。
- 相談支援：ケアラーワークス及び市子育て世代包括支援センターのヤングケアラーコーディネーターが、多様な機関と連携を図りながら、ヤングケアラーとその家族の相談支援を行う。
- 研修会の実施：自治体職員、教育・福祉・医療等の関係機関に対して、ヤングケアラーの理解を深め、支援のあり方について検討を行うための研修を実施する。
- 周知啓発：一般市民や関係機関に対して、広くヤングケアラーの理解や、相談先の普及啓発を図るため、SNS等を使った周知活動や講演会を実施する。
- 関係機関との連携：ヤングケアラーの支援基盤を構築するために、多様な立場の委員を参集し、情報共有や支援基盤づくりに関する検討を行う。

(2)期待効果

- これまでは、ネグレクト等の虐待や養育困難家庭を把握する中で、ヤングケアラーのケースを見つけてきたが、モデル事業では、ヤングケアラーという視点での児童発見を目指す。
- これまでは、ケースを把握した学校や関係機関から市子育て世代包括支援センターへ連絡していたが、モデル事業では、市子育て世代包括支援センターに加えて、ケアラーワークスも相談・連絡先に加えることで、相談体制の充実や連絡ルートの拡充を図る。また、ヤングケアラーに特化した相談窓口やSNS相談を設置したことで、特にヤングケアラー本人から、気軽に相談が寄せられることを期待する。
- これまでは、要対協で個別ケース検討会議等を実施し、関係機関と情報共有・役割分担したうえでサービスにつなげる等の支援を行ってきたが、モデル事業では、これにケアラーワークスを加えることで、ヤングケアラー支援の専門的知見を得ながら、支援対応を検討・実施していく。

5-2 初期の活動状況

モデル事業初年度の活動状況(調査対象期間:令和5年4月～令和5年6月末<定量データ>、令和5年8月末<定性情報>)とその効果・課題について、下記に整理する。

5-2-1 「見つける」-初期の活動状況

(1) ヤングケアラー実態調査

(a) アンケート調査

- 市におけるヤングケアラーの実態や支援関係機関の認識を明らかにするため、児童・生徒、教員、福祉や介護のサービス事業者等を対象とした実態調査を実施する。
 - ①**児童生徒調査**:市立小・中学校の小学5年生から中学3年生のすべての児童・生徒、市内に在住するすべての高校生世代を対象にWEB調査を実施する。
 - ②**教員調査**:公立小中学校の全教員を対象に、WEB調査を実施する。
※児童・生徒、教職員を対象とした調査では、事前に動画を視聴してもらい、ヤングケアラー調査の実施目的を理解したうえで学校配布のタブレットの活用等回答してもらえる工夫を行う。ヤングケアラーと思われる子どもの人数(推定)を把握するとともに、子どもがケアをしている相手とその状況、実際のケアの内容や頻度と時間、ヤングケアラーと思われる子どもの生活への影響、必要に思っていること、相談経験の有無などを知ること、市の支援体制や相談窓口に必要なこと等を把握する。また調査自体が、相談窓口や取り組みの周知につながることを期待される。
 - ③**関係機関調査(機関向け・個人向け)**:行政・介護・福祉・医療等の関係機関、子ども若者支援団体を対象にWEB調査を実施し、ヤングケアラーに対する気づきや対応、認識、要望等を調査し、支援施策等の検討を行う。

(b) 調査委員会の設置

- 「府中市ヤングケアラーネットワーク会議」の下に、主に教育・福祉の学識経験者及び行政職員で構成する「ヤングケアラー実態調査委員会」を設置し、委員の知見を踏まえた実態調査につなげる。年4回開催。

① 目標

- 府中市内におけるヤングケアラー実態調査を実施し、今後の施策へ活かしていく。
 - 児童・生徒調査:日常の生活実態に関する内容から家族に対してのケアの役割等について、状況や認識を明らかにすること。
 - 教員調査:学校におけるヤングケアラーへの気づきと個別の対応について、状況や認識、また学校内外で行っている対応方法や市への要望等を明らかにすること。
 - 関係機関・サービス事業者調査、子ども・若者支援民間団体調査:ヤングケアラーへ

の気づきと子どもとその家族への対応についての状況や認識、また、諸機関、事業者における対応や他機関が連携する方法、市への要望等を明らかにすること。

② 実施状況

- 「ヤングケアラー実態調査委員会」の委員(市子ども家庭支援課、市福祉保健部(高齢者支援課、介護保健課、生涯福祉課、市教育委員会)からの意見を得ながら、ケアラーワークスが、調査依頼調整、調査票作成、アンケート依頼文の印刷・郵送、報告書の作成を担当。一部調査業務(アンケートフォームの作成、集計、報告書素案作成等)は民間調査会社に委託。アンケート調査に加えて、子ども若者支援団体を対象にヒアリング調査も実施予定。

③ 効果・課題

※調査結果は後日とりまとめ予定。以下の報告は、調査の途中経過に基づくもの。

- 調査実施前に、調査依頼、ヤングケアラーの説明等を行う YouTube 動画(3分程度)を視聴してもらった。高校生世代向けについては、「ヤングケアラーを知っていますか」とヤングケアラーの概念を伝えるパート(30秒程度)も挿入した。動画視聴後に、YouTubeの概要欄に記載された回答フォーム URL をクリックして回答してもらう方式とした。この動画により、共通した説明を行うことができるだけでなく、教員の負担軽減にもつながった。また、「答えたくないことは答えなくてよい」としたこと、安心して回答ができたという意見もみられた。
- 調査実施により、ヤングケアラー支援の周知・啓発につながった。小中学生からは「初めてヤングケアラーという言葉を知った」との意見、高校生からは「もっと早く知りたかった」、「小中学校から知れていたらよかった」との意見、中高生からは「このような調査を定期的実施してほしい」との意見もみられた。
- 熱心に自由記述が記載され、様々な思いを語る回答者もみられた。
- 教員調査については、全数調査を実施している自治体は全国的にも少ないため、貴重なデータになり得る。
- 調査委員会では、夏休み期間中の実施を想定したが、東京都教育庁の計らいで、学活の時間を活用しての調査となった。回答率向上に寄与したが、教員の負担増にもつながった。
- 調査委員会において、「学校名がわかると個人が特定されかねない」と考える児童・生徒もいる」との学校関係者の意見に基づき、配慮を行った結果、匿名調査となった(学校名も匿名)。そのため、ヤングケアラー本人や家庭を見つけ、支援につなげることはできなかった。また、どのような地域にサロンを設置すればよいか等の検討につなげるため、学校所在地域の情報入手も検討したが、学校が特定され得るため断念した。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

ヤングケアラーの実態調査は、今回が初めて。

(2)ヤングケアラーの周知啓発

一般市民や関係機関に対して、広くヤングケアラーの理解や、相談先の普及啓発を図るため、SNS等を使った周知活動や講演会を実施する。

(a) 目標

- ヤングケアラーについて、一般市民、関係機関等に認識してもらう機会を創出する。

(b) 実施状況

- 「府中市ヤングケアラープロジェクト」を周知するパンフレット・カードを作成し、配布を行っている。
- 市報、市のWEBサイト等で相談窓口の周知を行っている。また、市のWEBサイトでヤングケアラー実態調査について広報しており、調査票等もダウンロード・閲覧可能になっている。
- 「府中市ヤングケアラーフェスティバル」を令和6年3月2日に開催予定。関係機関によるパネル展示、調査で得られた子どもたちの声のパネル展示、トークイベント、交流会を予定。
- 関係機関の各種会議(子ども支援会議、校長会等)に、ケアラーワークス職員等が挨拶に出向いて顔の見えるネットワークを築くとともに、子ども・子育て・教育等のイベントにおいて周知を図っている。
- 講演会については、250名規模の参加者を予定。著名人による講話、元ヤングケアラーの対談によるトークセッション等を実施する(3時間程度のプログラム)。2024年3月に実施予定。

(c) 効果・課題

- 当事者である子どもは「ヤングケアラーと言われたくない」、「見つかりたくない(すぐの支援は望んでない)」等の思いがあり、深刻な状態になるまで誰にも言えないケースも多い。身近で信頼できる大人(教員、ヘルパー、ケアマネージャー等)を増やすべく、支援関係者や身近な地域への周知啓発や見守る支援体制やつなぐタイミングなども重要である。

図表 5-3 パンフレット

府中市における ヤングケアラーの相談窓口

- 1 ケアラーワークス**

公式LINE

電話：042-309-5130

平日 10:00～17:00 (祝日除く)

LINEでの連絡もできます
- 2 子育て世代包括支援センター「みらい」**

府中市HP

電話：042-319-0072

平日 8:30～18:00 (祝日除く)

住所：府中市宮町1-41 フォーリス3階

一般社団法人 ケアラーワークスとは

大切な人をケアしている人（ケアラー）も大切な存在として、社会で支えあえる環境づくりが重要だと考えています。

私たちはヤングケアラー・若者ケアラーを中心に、サロンや勉強会、ピアサポート活動、普及啓発、研究調査等を行っています。

設立日 2022年2月22日

代表理事 田中悠美子
理事 伊藤耕介
理事 米村純代
監事 野手香織

ケアラー
ワークス
Wishing carers
happiness

府中市 ヤングケアラー プロジェクト

ヤングケアラーとその家族を支える自治体モデル

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

発行 一般社団法人ケアラーワークス

Office

ケアラーワークス所在地

〒183-0022
東京都府中市宮西町4-13-4
とりときハウス302

☎ HP <https://carers.works/>

✉ メール info@carers.works

Instagram

公式LINEアカウント
府中市ヤングケアラープロジェクト

市とケアラーワークスで
連携をしています
どちらに連絡しても大丈夫です

家族のケアをしている子どもや若者の皆さん、教職員、民生委員・児童委員、医療・介護・福祉の関係者の皆さんから、ヤングケアラーに関する相談や問い合わせを受け付けています。お気軽にご連絡ください。

府中市と日本財団が協定を締結し実施するモデル事業で、市とケアラーワークスが協働してプロジェクトを推進します。

ケアすることは 特別なことではないよ

ヤングケアラーとは

「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと」をいいます。
(参考 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト)

また、18歳を過ぎてもケアが続くことがあります。その場合は**若者ケアラー**といわれています。年齢にかかわらずケアラーを支えるしくみづくりが必要です。

**ヤングケアラーが
しているケアの内容は**

病気や障がいのある親の代わりに家事をすること、きょうだいの世話、外国語や手話などの通訳、病気や障がいのある家族の身体面や感情面のサポートなどさまざまです。

国が行った実態調査では、中学2年生の場合で約1.7人に1人、高校2年生の場合で約2.4人に1人がケアの経験をしています。

ケアにかかる時間は、平日で平均4時間で、7時間以上と回答した人も1割程いることがわかりました。

ヤングケアラーコーディネーター と話してみませんか

家族のお世話やケアをすることは悪いことではないけれど、それが大きな負担になり、健康や学業への影響がでているときは注意が必要です。当たり前になっているために、自分ではその負担や影響に気づきにくい場合があります。

ちょっと話をしたいとき、モヤモヤする気持ちや困りごとなどを相談したいときには、ヤングケアラーコーディネーターにご連絡ください。悩んでいることなど一緒に考えます。

通信費のみで相談料はかかりません。
秘密は守ります。

ご連絡は
LINEのチャットもご利用ください。
どなたでも登録いただけます。

公式LINEアカウント
「府中市ヤングケアラープロジェクト」
に登録してお知らせを受け取ろう

二次元コードを読み取るかURLからアクセスできます。
<https://page.line.me/601dwgfh>

2023年度に実施する 5つのプロジェクト

- 1 実態調査**

府中市におけるヤングケアラーの実態や支援関係機関の認識を明らかにするため児童・生徒、教員、福祉や介護のサービス事業者等を対象に実態調査を行います。
- 2 相談支援**

ケアラーワークスおよび府中市子育て世代包括支援センター「みらい」のヤングケアラーコーディネーターが、多様な機関と連携を図りながら、ヤングケアラーとその家族の相談支援を行います。
- 3 研修会の実施**

自治体職員、教育、福祉や医療等の関係機関に対して、ヤングケアラーの理解を深め、支援の在り方について検討を行うための研修を実施します。
- 4 周知啓発**

一般市民や関係機関に対して、広くヤングケアラーの理解や、相談先の普及啓発を図るため、SNS等を使った周知活動や講演会を実施します。
- 5 関係機関との連携**

ヤングケアラーの支援基盤を構築するために、多様な立場の委員を参集し、情報共有や支援基盤づくりに関する検討を行います。

図表 5-4 カード(左:表、右:裏)



資料:ケアラーワークス

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

- ポスターを通じたヤングケアラー支援の周知
ヤングケアラーのポスターを作成し、コミュニティバス、市内小中高校、福祉まつり等に配布・掲示し、ヤングケアラー支援について市民に周知してきた。

(3)ヤングケアラーに関する研修会の実施

- 自治体職員向け研修、介護保健・障害福祉事業者向け研修、教育分野・福祉分野の合同研修の計3回の研修を実施する。
- 研修内容は、ヤングケアラーに関する基礎知識、元ヤングケアラーの体験談等を中心とする予定。
- 教育分野・福祉分野の合同研修においては、事例に基づいた演習やグループワークを実施する。学校で発見された事例、大人のケアラーの陰に隠れてしまいがちな事例等、ヤングケアラーの存在に気づき、気づいた後にどのようなアプローチを取るべきか等に主眼に置いた研修となる。中学校と地域包括支援センター等、連携を形成することを意識したグルーピングを行う。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

- 関係機関向け研修会の開催
令和5年2月21日に、「ヤングケアラー支援を考える～気づき・見守り・つなぐために～」とのテーマで、関係機関向け研修会を開催した。一方、時間の確保が難しい等の理由により、最も参加してもらいたかった学校関係者(教員等)の参加が少なかった。
- 介護機関に対するヤングケアラー研修の実施
以前から、市の高齢者介護所管部署が主導し、介護機関に対するヤングケアラー研修を実施する等、ヤングケアラーに注目してきた。一方、ヤングケアラー児童を見つけた際のつなぎ方等、市としての対応・流れは必ずしも明確とは言えなかった。

(4) ヤングケアラーに関する相談・対応

- ケアラーワークス及び市子育て世代包括支援センターのヤングケアラーコーディネーターが、多様な機関と連携を図りながら、ヤングケアラーとその家族の相談支援を行う。
- ヤングケアラー、児童に関わる支援者等を対象に、電話・SNS 相談、来所・訪問面談等を行う相談窓口を設置する。
- 相談曜日・時間は月・水・金(10～18 時)、火・土(13～20 時)。ヤングケアラーコーディネーター2 名(ケアラーワークス 1 名、市 1 名)を配置し、官民で協働・役割分担・棲み分けをしながら対応にあたる。
- 支援方法等については、情報共有、役割分担の会議を持ちながら適宜検討・対応する。ケアラーワークスでは、ケアマネージャーや教職員から気になる子に関する相談を受けた際には、アウトリーチをしながら様子を見ていくといったソーシャルワークを実施予定。
- 相談窓口の周知は、市子育て世代包括支援センターとケアラーワークスの双方で実施する。ヤングケアラープロジェクトの公式 LINE アカウントを開設し、SNS での相談を行う。また、市内の小中学校 33 校すべてを訪問し、顔が見える関係づくりを行うとともに、相談できることを知ってもらう。

(a) 目標

- ヤングケアラーの相談窓口を設置し、当事者(とりわけ児童自身)、関係者から、気軽に相談が寄せられる状況をつくる。

(b) 実施内容

- ケアラーワークス及び市子育て世代包括支援センターに「ヤングケアラー相談窓口」を設置(令和 5 年 6 月 1 日)。
- 2 名のヤングケアラーコーディネーターを配置した相談対応を行う。10 月にケアラーワークスにヤングケアラーコーディネーター1 名を追加配置予定。
- 電話、メール、SNS チャット(公式 LINE 開設)と多様な相談手段を用意し、アクセス性を高めている。また、電話、面談、学校や家庭訪問、オンライン通話等で相談に対応している。

図表 5-5 ヤングケアラー相談窓口の概要

相談窓口	項目	内容
ケアラーワークス	概要	家族のケアに関して抱えている悩みの相談を聞き、解決策をともに考える。
	相談受付時間	月曜から金曜 10～17 時
	場所	とりときハウス 302 号室(宮西町 4-13-4)
	費用	無料

	相談方法	電話、メール、LINE、窓口での相談 (窓口相談には事前予約が必要)
子育て世代包括支援センター「みらい」	概要	専門相談員がヤングケアラーや子育て全般に関する相談を受け付ける。
	相談受付時間	平日 8時30分～18時
	場所	子育て世代包括支援センター「みらい」(宮町 1-41 フォーリス 3階)
	費用	無料
	相談方法	電話での相談

資料:府中市 WEB サイトから抜粋・要約

【備考】SNS 相談窓口(公式 LINE)の状況

- 最初のステップとして“つながる”ことを重視し、関係性を構築しながら徐々にリアル(ケアラーワークスへの来所等)につなげていく。
- 画面に、「今日の気持ちをつぶやいてみる」、「ヤングケアラーコーディネーターと話す」等のメニューがある。
- 「ヤングケアラーコーディネーターと話す」を押すと、コーディネーターのイラストが出てきて、直接電話でもチャットでも相談できることをイラストで伝えている。
- 「今日の気持ちをつぶやいてみる」は「ふつう」、「たのしい」、「モヤモヤ」、「うれしい」、「しんどい」の5つの気持ちを押しせるようになっている。いきなりの相談はハードルが高いため、「ここで話してもよいんだ」と思えるような仕掛けであり、気持ちを表出していくことから始めてもらえるような機能を持たせている。
- 現在の登録者は60名程度。児童のみならず誰でも登録が可能。ケアマネージャー等の関係機関が登録し、対象児童を紹介してもらう等の用途も想定している。匿名での登録が可能で、個人の特定はできない。



(c) 相談者・相談内容の傾向・特徴、対応方法

- 児童からの直接の相談はまだない。教員、訪問介護・看護事業者等の関係機関からの問い合わせが複数来ている。スクールソーシャルワーカー(SSW)からケアラーワークスに相談が入り、ともに検討しているケースもある。
- 市子育て世代包括支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受けており、令和4年度は1,646件の相談が寄せられている。その中で、相談員が話を聞きながら、ヤングケアラーかどうかの判断を行っている(当事者やその家族がヤングケアラー世

帯と認識している相談はほとんどない)。

(d) 効果・課題

- モデル事業開始後の約 3 か月間において、ケアラーワークス及び市子育て世代包括支援センターのヤングケアラー相談窓口に寄せられたヤングケアラー関連の相談件数は 3 件。(※3 件ともに、市の窓口への相談)
- ケアラーワークスが相談窓口として加わったことで、市子育て世代包括支援センターと連携を取りながら対応を図ることが可能となった。市子育て世代包括支援センターにとっては、ケアラーワークスと連携することで、専門的な視点での意見を得られる、公的機関ではできなかった対応の提案ができるようになる等、相談対応の幅が広がっている。ケアラーワークスにとっては、民間活動の場合に公的機関との調整が難しい等の課題があったが、市子育て世代包括支援センターと連携することで、公的機関との連携がスムーズに行えるようになった。
- 以前、市子育て世代包括支援センターの相談窓口のみであった際には、行政には相談したくない人もいたため、ケアラーワークスの相談窓口が開設されたことで相談につながる人が増えることを期待する。
- 市子育て世代包括支援センターのヤングケアラーコーディネーターになった相談員については、従来の子育て世代包括支援センターの相談業務を行いながら、ヤングケアラー相談窓口にも対応することになったため、業務負担が増している。
- SNS 相談の活用が十分でないことから、今後は実態調査の結果を見ながら修正を図っていく。

図表 5-6 相談窓口への相談件数

	モデル事業開始後 (R5.4～R5.6)
相談窓口への相談件数	446 件
うち、ヤングケアラー関連の相談 ¹⁴	3 件

¹⁴ 相談ルートについては、集計困難

- 【参考：ケアラーワークスのヤングケアラー相談窓口】
- ケアラーワークスの事務所は、商業地に立地するビルの3階。
- 田中代表理事(日本ケアラー連盟理事も務める)ともう1名(他市等でヤングケアラー対応の経験豊富)の2名が常勤。非常勤として、元ヤングケアラーの方でメディア担当の方が1名、会計担当の方が1名、公認心理士、社会福祉士を目指す大学院生のアルバイトが2名の計6名のスタッフがいる。
- 事務所は木目調を基本とした温かみのある空間。ヤングケアラーに関するパンフレットや書籍が陳列され、また、本モデル事業に関する活動内容・検討内容等がホワイトボードに書かれている。別途、執務室もあり。
- 児童や支援関係者等が時折立ち寄る空間となっている。訪問者に、安心した心持ちで、友人等と、自由に過ごしてもらおう空間として位置付けられている。
- 18歳以上の元ヤングケアラー(若者ケアラー)が相談・連絡・訪問をしてこられることも少なくない。会話の中から、府中市在住ではなくても同地域(多摩地域北部)からアクセスしてきている相談者が多いと感じられている。
- SSW、医療ソーシャルワーカー(MSW)等とのネットワークあり。高校に進学し、SSWがアクセスしにくくなった児童に対し、みらいやケアラーワークスで見守りができないか等の相談を受ける。
- 1階にはカフェがあり、今後月に一度程度、カフェを終日借り切り、ヤングケアラーにかかる居場所の設置やイベントの開催等を計画している。

図表 5-7 ケアラーワークスのヤングケアラー相談窓口の外観・内観
入口

1階にはカフェ(今後連携予定)



入口



交流・会合等スペース



パンフレット類



執務スペース



書庫



ホワイトボード



広報資料



【参考:子育て世代包括支援センター「みらい」について】

令和4年7月、市子ども家庭支援センター「たち」で実施していた総合相談事業及び児童虐待対策事業、並びに市保健センターで実施していた母子保健事業を市子育て世代包括支援センター「みらい」に移転統合し、ワンストップ拠点として関係機関との連携のもと、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの相談に応じ、必要な支援につなぐ体制を整備。令和5年度から統括支援員を配置し、こども家庭センターとして位置付けた。

(5)自治体に寄せられる報告の状況

- 令和5年4～6月の3カ月間に自治体に報告された気になる児童数の新規相談件数は446人。そのうち、ヤングケアラーと判断した児童数は3人、その全員を要対協に登録している。
- ヤングケアラーの分類内訳としては、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」、「日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている」、「養育能力の低い家族に代わり家事をやっている」が挙げられた(モデル事業実施前の状況は把握不能)。

図表 5-8 自治体に報告された児童数

	モデル事業開始後 (R5.4～R5.6)
自治体に報告された児童数	446人
うち、ヤングケアラーと判断した児童数	3人
うち、要対協に登録した児童数	3人

図表 5-9 ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

	ヤングケアラーと判断した児童数	要対協に登録した児童数
 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	1人	1人
 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	0人	0人
 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	0人	0人
 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	0人	0人

	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	1人	1人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	0人	0人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	0人	0人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	0人	0人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	0人	0人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	0人	0人
その他 (養育能力の低い家族に代わり、家事をしている)		1人	1人

(6)まとめ：“見つける”活動全般に関する状況

- “見つける”活動がうまくいっている点として、小中学生にアンケート調査を実施したことにより児童自身の気づきがあったこと、関係機関へのリーフレット配布により「ヤングケアラーだと思うんですけど」との連絡が増えたこと等が挙げられる。

5-2-2 「つなげる」-初期の活動状況

(1)関係機関との連携

- ヤングケアラーの支援基盤を構築するために、多様な立場の委員を参集し、情報共有や支援基盤づくりに関する検討を行う。
- 年3回(7月、11月、3月)、関係機関との連携に向けた会議体「府中市ヤングケアラーネットワーク会議」を開催する。
- 会議の構成メンバーとして、教育関係者、福祉関係者、子ども支援のNPO団体、学識経験者等、委員10名程度を予定。座長はケアラー支援を研究する学識者(大学教員)。その他、行政機関(教育、子ども家庭、高齢者福祉、障害福祉、介護保険、生活保護等)、民間団体(子どもの居場所、社協、ケアラー支援等3~4名)等の参加を想定。
- 関係機関間でヤングケアラー支援に関する共通認識を構築することを目的に、2年目以降には成果物(例:ハンドブック)を作成していくことを検討。

(a) 府中市ヤングケアラーネットワーク会議

① 目標

- ヤングケアラーの支援について検討することを目的に、「府中市ヤングケアラーネットワーク会議」を設置(令和5年6月1日)。
- A)ヤングケアラーの支援に関する地域における支援体制の整備、B)ヤングケアラーの支援に資する公的サービス以外の生活支援サービスの創出・拡充及びその提供体制づくり、C)その他、ヤングケアラー支援について必要な事項の3点に関して、具体的な検討を行う会議である。

② 実施内容

- 公的機関、学識経験者、ヤングケアラー経験者、支援団体、民生委員・児童委員、医療関係機関、社会福祉協議会等が委員として参加している(委員は、市子ども家庭支援課とケアラーワークスが協議し、選任する)。
- 会議の設置にあたり、公的機関等については市子育て世代包括支援センターが、民間団体についてはケアラーワークスが中心となり調整を行った(直接訪問による委員就任依頼等)。
- 初年度(令和5年度)の開催は、①7月12日、②11月17日、③3月15日の3回実施
- 本会議により設置された「ヤングケアラー実態調査委員会」により、実態調査(前述)の検討が進められている。

③ 効果・課題

- 地域全体でのネットワークづくりにおいては、多種多様な機関・団体の参画が重要である。ケアラーワークス代表の田中氏が座長を務めた「埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会」では、フードパントリー、子ども食堂等県内の様々な機関・団体が委員として参画し、よい関係づくりが行われたことから、その経験を踏まえて委員の選定を行った。
- 初年度は顔合わせの要素が強いが、取り組みを進めていく中で、生じるであろう連携課題等の克服方法等について、具体的意見を収集し、実行に変えていく。

図表 5-10 府中市ヤングケアラーネットワーク会議 委員名簿

分野	氏名・所属等
学識経験者	奈良 環 氏(文京学院大学人間学部 准教授)
ヤングケアラー 経験者	藤木 和子 氏(聞こえないきょうだいをもつ SODA ソーダの会 代表・弁護士)
子どもの居場所等 実践団体	南澤 かおり 氏(子どもの居場所@府中 代表)
ケアラー支援	島村 八重子 氏(全国マイケアプラン・ネットワーク 代表)
民生委員・児童委員	長代 則彦 氏(府中市民生委員児童委員協議会 主任児童委員)
医療関係機関	橋本 直也 氏(株式会社 Kids Public 代表・医師)
社会福祉協議会	渡辺 賢太郎 氏(府中市社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター)
府中市	子ども家庭部子ども家庭支援課相談担当主査 伊藤順子 教育部教育指導担当主幹 濱田昌也 教育部指導室室長補佐 南學進 福祉保健部地域福祉推進課課長補佐兼社会福祉係長 土橋優介 福祉保健部生活福祉課生活保護相談担当主査 渡邊純也 福祉保健部高齢者支援課相談担当主査 長岡志保 福祉保健部介護保険課介護保険制度担当主査 小島匡弘 福祉保健部障害者福祉課サービス支援担当主査 大田晶子
事務局	ケアラーワークス・子ども家庭部子ども家庭支援課

資料：府中市資料を基に抜粋

(b) 要対協等を通じた関係機関との連携状況

- 医療機関との連携：虐待通告での連携を日常的に行っており、虐待に関わらず気になる児童がいる場合には主に要対協の中で情報提供がなされる。
- 児童相談所との連携：一時保護が必要な場合は、児童相談所と連携を行う。また、再度地域で生活する場合は、要対協の個別ケース検討会議を開き、どのように地域で支援をしていくか、各機関の役割分担を行う。
- ケアラーワークスを要対協の構成に加えたことで、個別ケース検討会議への出席が可能となり、対応に苦慮するケース等においては、ケアラーワークスが専門的視点から意見を提供することで、各機関がヤングケアラーの視点で家族全体の課題への気づき等へつながっている。
- SSW との連携：今後は SSW、ケアラーワークス、市子育て世代包括支援センターの三者で定期的にヤングケアラーケースの検討を行っていくことも検討。SSW にもヤングケアラーコーディネーターがいると連携が取りやすくなる。
- その他：市内小中学校に不登校予防の視点を入れた「サポートルーム」を設置している。不登校は児童自身の問題のほかには家庭の問題等もあるため、教育部門と関係機関が連

携を深めるための情報共有を行っており、不登校児の把握からヤングケアラーの発見につながるように連携を図っていく。

【参考:モデル事業開始前における関連活動・取り組み】

要対協を核とした関係機関連携

学校・関係機関が気になる児童や家庭(ヤングケアラーケース含む)を把握した場合、要対協としての仕組みの中で、市子育て世代包括支援センターに連絡していた。また、要対協では関係機関が連携して情報共有と支援にあたっている一方で、各関係機関の対象者しか支援せず、家族全体の視点が欠けることもあった。

図表 5-11 要対協参加機関

市医師会、市歯科医師会、市助産師会、都多摩府中保健所、都立多摩総合医療センター、都立小児総合医療センター、都多摩児童相談所、社会福祉法人多摩同胞会、市社会福祉協議会、市教育委員会、市立小学校、中学校、保育所、市内都立学校、警視庁府中警察署、東京法務局府中支局、市子ども家庭部、市福祉保健部、市市民協働推進部、特定非営利活動法人で市内で子育て支援等を行う者、市長が認めた者

(2)まとめ:“つなげる”活動全般に関する状況

- “つなげる”活動がうまくいっている点として、「府中市ヤングケアラープロジェクト」のパンフレットを関係機関へ配布したり、各種広報等で相談窓口を周知したりした効果もあり、「ヤングケアラーだと思うんですけど」等と連絡が来るようになったことが挙げられる。
- 一方、うまくいっていない点としては、関係機関の中には、ヤングケアラー児童の情報をどの程度まで伝えたらよいか迷う機関や、個人情報との関係からつなぐことができない機関もあることが挙げられる。

5-2-3 「支援する」-初期の活動状況

(1)支援計画の作成

- モデル事業開始後、令和5年6月までの約3カ月間において、ヤングケアラー児童に関する支援計画を作成した件数は1件。令和4年度は5件だったことから、昨年度と同等、もしくは上回るペースでの増加が見込まれる。
- 一方、支援計画の策定に至らない児童に対しては、ケースワークの中で対応したり、要対協の個別ケース検討会議で関係機関が集まり支援方針を決定したりしている。

(2)支援の提供

(a) 支援対象となる児童及び家族とのコミュニケーション状況

- 支援対象となる児童及び家族と話ができているかについては、ヤングケアラーと判断し

た児童 3 人のうちすべてのケースにおいて実施ができています。

(b) 支援実施状況

- モデル事業開始後にヤングケアラーと判断した児童 3 人のうち、介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っている児童は 2 人、具体的なサポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守ったりしている児童は 1 人となっている。
- 介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っているケース：A)地域包括支援センターとともに家庭訪問し、介護保険制度について説明したケース、B)多文化共生センター DIVE と連携して学習支援につなげたケースが挙げられる。
- 具体的なサポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守ったりしているケース：家族と話はできているが、本人との対話には至っていないため、学校での見守りを実施しているケースが挙げられる。

(c) 効果・課題

- 家庭への介入には時間がかかる。支援側の焦りや意向が先走ると、さらに拒否されることが想定されるため、家庭の状況を把握し、どのようなアプローチができるかを慎重に検討している。
- 家族が拒否的な態度を示している場合に、児童をどのように支えていくかが重要となる。「支援対象児童等見守り強化事業」等を活用しながら、児童の話を聞く機会を必ず持つようにしている。気持ちを吐き出してもらうことで、少しでも心理的に楽にできるように努めている。
- 話を聞くタイミング等は児童の気持ちを優先している。積極的に話をしたい児童もいれば、コーディネーターと話すことを嫌がる児童もいる。無理せず、寄り添いながら見守っている。一方で、緊急介入が必要なケースもあり、その場合は様々な情報を入手して、アセスメントを行っている。
- 家族が公的サービスの利用に消極的なケースにおいては、「人に見られたくない」、「家族で支え合っているので第三者の介入は不要」等との家庭の考え方が大きく影響している印象がある。
- 介護保険サービスについては、自己負担があるため、経済的状况により月の利用上限額までヘルパーを利用できないケースがある(この場合、児童が当該家族の介護を担っていることが多い)。このようなケースについては、要対協等で個別ケース会議を開き、どのようなサービスを提供できるか検討している(個別ケース検討会議まで到達できないケースについては、対応に苦慮)。
- 障害福祉サービスは、本人の自立のためのサービスとの位置づけのため、家事援助においても本人と一緒に行動する等の条件がある。支援対象者本人が家事を行える状態にない場合、障害福祉サービスの要件に合わず、申請に到達できない。

(d) 必要な支援・サービス

- 親が精神疾患を抱えている場合、保育所への送迎ができないケースがあるが、現在の公的サービスではカバーしきれず、サービスがあったとしても有料である等、家庭への経済的負担が大きくなる。利用者の負担が少ない送迎サービスがあるとよい。
- 障害福祉サービス、介護保険サービスは対象者本人に対してのサービスとなるため、児童が担っている家事負担等へ適応されない。家事援助があるとよい(現在、「育児支援家庭訪問事業」で家事援助サービスを行うこともある)。
- 日本語が母語ではない親を持つ児童の負担を軽減するためにも、訪問型の通訳支援が行えるようになるとうい。
- 令和6年度から「子育て世帯訪問支援事業」が開始される。本事業ではヤングケアラーの支援まで拡大される予定であるため、上記のサービスの提供が行えるようになるとう期待している。

(3)まとめ：“支援する”活動全般に関する状況

- “支援する”活動がうまくいっている点として、市内に外国人が多いが、多文化共生センターDIVEとの連携が取れるようになり支援の幅が広がったこと、教育センターのSSWとの連携が強化され、ともに支援を行えるようになったこと、社会福祉協議会のコーディネーターからヤングケアラーの視点で連絡が入り、連携して支援を検討・実施できるようになったこと等が挙げられる。
- 一方、うまくいっていない点としては、児童への負担がかかっているが、他者を頼ることなく家庭内で解決しようとしており、支援につながりにくい家庭があること等が挙げられる。

【参考：若者ケアラーの相談・支援対応の必要性】

- 「若者ケアラー」とは、18歳から概ね30歳代までのケアラーのこと。
- 相談窓口年齢制限がある場合、若者ケアラー(例：ヤングケアラーの経験があり、現在も人間関係等で悩んでいる方等)は相談すること自体を諦めてしまうが、若者ケアラーで深刻な状況に置かれているケースもみられる(ケアが長期化しているケース、ケアが終了したとしても本人が傷ついたままのケース等)。
- 年齢で区切ることなく、疾病がある場合は医療機関につなぐ等、他機関連携をしながら相談・支援対応を行っていくことが重要である。
- 市庁内でも若者ケアラー支援が課題となっており、どのような体制で支援を行っていくか検討を行っている。本モデル事業ではケアラーワークスの相談・支援体制があることで、市の支援からこぼれてしまう人への対応も可能だが、モデル事業終了後を見据え、市の体制等を整える必要がある。

5-3 これまでの活動に関する自治体の振り返り

- 「府中市ヤングケアラープロジェクト」の開始以降、ケアラーワークスと連携を密に取りながら、ヤングケアラー実態調査として小中学生アンケート調査を実施したところ、児童・生徒から様々な意見が上がってきており、児童の意見を知るよい機会となっている。
- 「府中市ヤングケアラーネットワーク会議」の設置・開催により、委員各位から多くの意見を得る機会・体制を構築できた。
- 市だけでは十分に実現できなかった点を、ケアラーワークス等と協働して取り組めるようになっている。

5-3-1 有識者のコメント・期待

※成果検証項目の検討にあたり協力いただいた有識者3名(第2章参照)による、本事業に対するコメントは以下の通り。

- 全数把握調査は、それが受け入れられる地域の場合には有効である。その実施方法等は、他自治体の参考にもなる。
- ヤングケアラーがどの程度いるのかという全体の数字を把握することも重要と思うが、どのような子どもが多いのかを把握し、どのような支援が必要かを検討するための調査を行うことが必要である。地域等の環境要因等も含めた分析が重要ではないか。
- 生活水準が高い家庭においても、家事分担や親のケアを行っている子どもがいる。そのようなことがわかるとよい。
- 実態調査の対象が学齢期全体ではない(小1~4が含まれていない)が、小1~4も含まれるべきではないか。
- 福祉サービス事業者を対象とした調査は非常に重要である。福祉サービスの支援対象者に子どもがいるかどうかを把握することが重要。介護事業者が、介護サービス提供者に子どもがいることを把握していない場合や、把握していても子どもに支援が必要と認識していない場合がある。とても参考になるのではないか。
- 教育と福祉の連携を重視している点は参考となる。教育と福祉では子ども・家庭への捉え方が少し異なるが、認識のすり合わせは重要。分野を超えた合同研修は、他の自治体も実施したいと考えるのではないか。
- 会議体でハンドブック等の成果物を作るということだが、当事者が入った方がよいと思う。どのように伝えるか等、当事者の視点が入っていた方がよい。本モデル事業の横展開に向け、「ハンドブック等を作成する際は、当事者を入れるべきだ」といえるかどうかを検証いただきたい。
- 大規模自治体では社会資源が豊富だが、ネットワークづくり、認識の統一等、小中規模自治体とは異なる課題も存在する。大規模自治体の課題が見えて、その課題に対してどのように取り組んだかが見えてくるとよい。

5-4 関連指標・データ(モデル事業前／初期活動)

図表 5-12 府中市の状況(モデル事業前／初期活動)

分野	項目		モデル事業前の状況 (対象期間:R4.4～R5.3の12カ月間)	初期活動の状況 (対象期間:R5.4～R5.6の3カ月間)
見つける	研修会の 実施状況	対象者	● 関係機関(学校関係者等)	● 行政職員、介護保険・障害福祉事業者、教育・福祉分野関係者
		実施内容	● ヤングケアラー支援に関する研修	● ヤングケアラー基礎知識、元ヤングケアラー体験談、グループワークを中心とした研修
		実施回数	● 1回(R5.2)	● 3回(予定)
	相談窓口の 設置・運営状況	窓口形態	● 相談窓口(ヤングケアラーに特化していない)	● 相談窓口(電話、SNS、メール、来所等)
		運営主体・設置場所	● 子育て世代包括支援センター	● ケアラーワークス・子育て世代包括支援センターにヤングケアラー相談窓口を設置
		運営体制	● 不明	● ヤングケアラーコーディネーター2人(ケアラーワークス1人、市1人)
		相談件数・相談ルート	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規相談件数 1,646 件 ● うち、ヤングケアラー関連の相談件数:21 件 ● 【子育て世代包括支援センターに寄せられたヤングケアラー疑い相談ルート】 ● 集計困難 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規相談件数 446 件 ● うち、ヤングケアラー関連の相談件数:3 件 ● 【ケアラーワークスに寄せられたヤングケアラー疑い相談ルート】 ● 集計困難

自治体に 寄せられる 報告の状況	気になる児童数	● 1,646 人	● 446 人	
	うち、ヤングケアラ ー疑いの児童数	● 21 人／1,646 人	● 3 人／446 人	
	うち、ケアラーワー クスから寄せられ たヤングケアラー 疑いの児童数	● 設置なし	● 0 人／446 人	
	ヤングケアラーと判 断した 児童数	● 21 人／21 人(R4新規でヤングケアラーと 判断した児童は 5 人、R4総把握数は 21 人)	● 3 人／3 人	
	ヤングケアラーと判 断した 児童の分類 (上位 3 つ)	● 不明	● 障がい・病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃 除・洗濯などの家事 ● 日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族の 通訳 ● 養育能力の低い家族に代わっての家事	
つな げる	連携してヤング ケアラー支援に 対応する会議 体(要対協等) への登録状況	ヤングケアラーと判 断した要対協登録 児童数	● 21 人／21 人	● 3 人／3 人
	要対協に登録した ヤングケアラー児 童の分類(上位 3 つ)	● 不明 ● 幼い兄弟のお世話、家族の病気	● 障がい・病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃 除・洗濯などの家事 ● 日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族の 通訳 ● 養育能力の低い家族に代わっての家事	

	会議体(要対協等)への参加状況		● 図表 5-1 参照	● 左記に加え、ケアラーワークスが参加。
	会議体での情報共有状況		● 市子ども家庭支援課、その他家庭にかかわっている関係機関。	● 左記に加え、ケアラーワークスが情報共有。
	つなげる活動全般		<ul style="list-style-type: none"> ● ケースを把握した関係機関から市子育て世代包括支援センターへつなげていた。 ● 一方で、ヤングケアラー児童等が、気軽に相談できる窓口が存在しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種周知広報により、「ヤングケアラーだと思うんですけど」等との連絡が来るようになった。 ● 関係機関の中には、ヤングケアラー児童の情報をどの程度まで伝えたらよいか迷う機関や、個人情報の関係からつなぐことができない機関もある。
支援する	支援計画の作成状況	ヤングケアラー児童に関する支援計画作成件数	● 5件/21件	● 1件/3件
	各ケースの状況	支援対象児童と話ができているか	● 14人/21人	● 3人/3人
		支援対象家族と話ができているか	● 17人/21人	● 3人/3人
	継続的につながっているケースの状況	支援児童数	● 算出困難	● 1人/3人
		支援状況	● 虐待・養育困難家庭との視点での対応が多かった。	● 家族との対話、学校見守り等。
支援を行えたケースの状況	支援児童数	● 算出困難	● 2人/3人	